第 3 日

- 1. 平成26年9月12日午前10時00分招集
- 2. 平成26年9月12日午前10時00分開議
- 3. 平成26年9月12日午後4時55分散会
- 4. 会議の区別 定例会
- 5. 会議の場所 和水町役場議場
- 6. 本日の応招議員は次のとおりである。 (14名)

1番 生 山 敬 之 2番 森 潤一郎 3番 蒲 池 恭 4番 後 力 荒 5番 木 政 士 6番 松 村 慶 次 7番 巢 庄 文 小 Щ 曉 8番 髙 泰 廣 9番 Щ 忠 龍之介 村 笹 渕 瞖 吾 10番 池 \blacksquare 11番 杉 幸 敏 12番 杉 本 13番 荒 木 拓 馬 14番 和 彰

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。 (0名)

なし

事務局長

- 8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
- 9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
- 10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

松尾裕二

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。 福原秀治 苔 長 教 長 \mathbb{H} TF.

総合支所長兼住民課長 総務 課長 髙 木 洋一郎 尾 憲 松 成 会計管理者 隅 部 久美子 企 画 課 今 村 裕 司 税務住民課長 民 也 徳 原 健康福祉課長 堤 石 政 経 済 課 長 坂 本 明 建設課長 池 田 宝 生 学校教育課長 吉 収 社会教育課長 富 孝 田 有 福祉課長 坂 本 誠 司 事業課長 Щ 下 仁 特別養護老人ホーム審議員 町立病院事務部長 豊 後 忠 邦 正 弘 石 原

記

前

田聡

子

泰

代表監査委員 竹 下 進

12. 議事日程

日程第1 一般質問

> 12番 笹渕 賢吾議員 10番 池田龍之介議員

- 8番 髙巢 泰廣議員
- 6番 松村 慶次議員
- 3番 蒲池 恭一議員

開議 午前10時00分

〇議長(杉本和彰君) 起立願います。おはようございます。

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

〇議長(杉本和彰君) 日程第1、一般質問を行います。

本日は5人の議員に通告受付順によって発言を許します。

なお、質問、答弁については一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行い、第1答弁については登壇して行ことといたします。質問者は最初の1項目すべてを登壇して行い、再質問は細分された事項について一問一答で行います。第2項目からの質問は質問席から行います。時間は執行部答弁を含め60分以内とします。

最初に、笹渕議員の発言を許します。

12番 笹渕賢吾君

〇12番(笹渕賢吾君) おはようございます。日本共産党の笹渕でございます。今から一般質問を行います。一つ目に国の農政改革についてであります。農業食料は今危機的な状況に突き進んでいると感じております。長く続いてきた自民党農政により、輸入農産物が拡大され、食料自給率は40%に引き下げられ、後継者はほとんどいなくなり、耕作放棄地も毎年増え続けております。

こういう中で、農業改革の名のもとに政策を打ち出しております。

以下、3点についてお聞きします。

- 1番目に、農地中間管理事業は貸し手と借り手が、希望の持てるものになると考えるか。
- 2番目に、今年の早場米の生産者米価は、昨年より2,000円から3,000円暴落しております。農家への支援策を考えてはどうか伺います。
- 3番目に、農協と農業委員会の解体の動きがありますが、農家にとっては、大きな問題であります。どう考えておられるか、お聞きをいたします。
 - 1回目の質問を終わります。
- **〇議長(杉本和彰君)** 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) 皆さんおはようございます。お答えをいたす前に、傍聴席の町民の皆様に申し上げます。早朝から傍聴をいただきまして、日ごろより行政に町政に関心をおよせいた

だきまして、ありがとうございます。今後とも変わらぬお力添え御支援をお願い申し上げます。

笹渕議員、失礼しました。笹渕議員より3つの質問をいただきました。お答えを申し上げます。まず、1番目に農地中間管理事業は、貸し手と借り手が希望の持てるものになると考えるかということでございます。お答えを申し上げます。農地中間管理機構の設立目的は担い手への農地集積と集約化を進め、農業構造の改革と生産コストの削減を強く推進する、ということを目的にするものであると理解をいたしております。そして、その政策目標の着地点は、担い手が管理耕作する農地面積を、今後10年をかけまして全農地面積の80%までを集積するというものであり、あわせて耕作放棄地の解消も進めたいとしていることも、認識をいたしております。

また、現状は担い手への農地集積率がおよそ50%にまで、進捗しておりますが、国としては、 農業の生産性を高めていくためには、この集積率をさらに加速させるための手法といたしまして、 この中間管理機構の存在を位置づけているようでございます。

さらに、農地の集積とともに、40代以下の年齢層の新規就農を促進し、現在の約20万人から40万人に倍増させ、農業法人を現在の約1万2,500社から5万社に拡大させることも目標に掲げておるようでございます。

それとともに地域に対しては、人・農地プランをいざない、この中間管理機構に対して、一定のまとまった農地の貸付を行った地域には、協力金を払い、さらに農地貸付をすることによって、離農する人、経営転換をする人に対しても、協力金を支払うこととしているように理解をいたしております。これが、農地中間管理機構制度のおおよその仕組であるかと認識いたしております。間違いがございましたら、後ほど御指摘ください。

いわゆる農業経営体を大規模企業形体に進化させ、国際競争力を助長しようという目的であるかと理解をいたします。一見、合理的にもみえる制度、施策でございますけども、果たして日本の農業にとって根本的な基盤強化になるのだろうかと考えるときに、その構想どおりの効果を発揮するためには、相当なハードルがあるように感じております。

この農地集約の貸し手が、本来の目的を認識して離農するのだろうか。離農者はいったいどこに行くのか。担い手または法人が離農者を雇い入れすることが可能なのだろうか。農業従事者が激変することになるが、その雇用はどうするのだろうか。なによりも地域としての農業後継者の育成確保には、大丈夫だろうか。この農業法人等が廃業したときや解散したときに、その地域の農地や環境保全はどうするのか、そのときは益々荒れ放題の地域環境だけが残ってしまう結果にならないか、など疑問はつかないところでございます。つきないところでございます。

この道がいつか来た道につながることはないのか、つまり現在の農業後継者不在の大問題は、かつての高度経済成長期を社会といたしまして、現金収入は乏しく、生計をたてる希望がみえない親御さんたちが、我が子を思って都会に出す。いわゆる三ちゃん農業で、農家の守りにつき、都会へ出た子は、二度と故郷で暮らすことはなく、農業が守れる人口が減り、地域が守れないという必然的な結果であると考えます。

私なども我が身を振り返ったときに、地域に対し、町に対し、まことに申し訳なく、慙愧の念に心をいためている一人でございます。

日本の企業構造をみましても、ジャパンイズマネーと呼ばれた日本経済の絶頂期には、確かに世界に冠たる大企業は存在したものの、その底力と確かな技術は、名もなくひしめきあう、90%以上の中小零細企業の必死の経営努力にあったはずです。

小さな経営者が生き抜かんがために、物を売らんがために、研究努力し、その結果がトヨタを 生み、ホンダを生み、松下を生み、ソニーを生み、そして世界一の技術を育ててまいりました。 やがて中小零細企業こそが、我が身の命であることを忘れた大企業が、国際競争力の名の下に金 融ビックバンを強行し、小さい企業が倒れるにつれ、ズルズルと世界のトップの座を滑り落ち、 国際競争に疲れ果てた結果として、不況にも耐えられない体力低下を招き、リストラの名の下に 従業員解雇の嵐を招き、人材を失い、心臓である傘下の中小零細企業の支えもなくなり、頼りは 海外資本のマネーゲームの舞台である債権株価と為替相場でしかないという現状を招いているわ けであります。

基盤の確かな自然成長から、人為的な急成長へとスイッチが切り替わったがゆえの悲劇でございます。日本の農産物は、世界一だといわれるゆえんは、笹渕議員に対しましては、釈迦に説法でございますけれども、誠意をつくし根を尽くした丁寧な農業ではないのでしょうか。果たして、合理化を進めるあまり、後継者が育つのか、守れるのか、そして地域を守ることができるのか、私は底辺にある伝統的な農家の存続を守り、後継者が地域に残れる施策が合わせて必要ではないだろうかと思うところでございます。

その意味で町政に課せられたフォロー体制の確立の責務は大きいと考えおります。

我が町の議会には、農業面での専門家が何人もおられます。その、お力添えと申しますより、 その皆さんと一緒になってやっていかなければならないという、思いを強くいたしておるところ でございます。

次に進ませていただきます。

2番の、早場米の値下がりの分でございます。お答えいたします。

議員御指摘が現実になると、普通米にも当然同様の兆候が懸念されるところでございます。早場米に限って申し上げれば、町及びJAで把握しておりますところでは、三加和地域で1農家。

耕作面積が10アール。出荷先は、緑彩館であるということを伺っております。2,000円から3,000円の値落ちとなりますと、農家のみなさんの窮状は大きなものがあると思います。

要因には、根本的なものがあるように推測できますが、もしも笹渕議員の方でおわかりでございましたら、御教授をお願いいたしたいと思います。支援策等は、状況等、要因をあわせた上で、検討をしなければならないと考えますが、笹渕議員はじめ、農政に精通された議員さんがおられます。どうか知恵をお貸しいただき、御一緒の検討をお願いいたします。

念のためですが、荒尾玉名地域では、米相場の値落ち対策を講じている自治体は電話での調査 ではございますけれども、現状ではないようでございます。

次、3番目でございます。農協と農業委員会の解体に対する考え方でございます。

我が町のように、農業を基盤産業とし、特に中山間地域の規模の小さい農家が主体の地域においては、JA農協はこれまでの農業の牽引的役割を果たしていただきました。これらが解体とな

りますと、自主販路に乏しい地域にとっては、厳しいとまどいを隠せないところであり、安易に容認はできないところであると考えます。確かに、農協のあり方については、昨今、金融機関部分、突出の色彩が濃く、また農機具等の販売部門の活動が顕著であるという側面があることは否定できません。農協の農家に対する、技術指導、生産物の集積販売の面を考慮すると、農家にとっては、大きな存在でございます。この地域が求めるものがあれば、それは解体とかいうことではなく、むしろJA農協の事業活動の路線変更の部分ではないだろうかと考えるところでございます。

また、農業委員会にありましては、農地の確保、保全の観点から、その存在価値は大きなものがございます。農業委員会がなくなり、農地にさまざまな施設が野坊主に入りこんでくるとなると、農業を守る、農業に悪影響を及ぼさないという観点から問題が大きいといわざるを得ません。ここでも同様に農地の保護に加え、地域活性化のための土地の有効利用という観点を取り込み、迅速で柔軟な対応という側面の導入が必要ではないかというふうに考えるところでございます。以上、壇上での答弁は以上といたします。

〇議長(杉本和彰君)

12番 笹渕賢吾君

〇12番(笹渕賢吾君) まず第1点目からいきますが、今の町長の思いは理解できましたので、 農家の立場でいろんなことについては、やっていただきたいというふうに思います。

1点目ですが、農地中間管理事業、このことについてでですが、貸したい人っていうのは、これから先も増加するだろうと思いますし、しかし、借りたい方はどうなるのかというのが第1点あると思います。

それは、今の和水町の認定農家、これが中心的、生産物の生産を担ってるというふうに思いますけれども、この認定農家数が、現在131戸なんですね。

そのうち、その中に入ってると思うんですが、新規就農助成金、合併してから、この助成金を 一人当たり20万円もらって頑張ってる後継者が33名です。それで、認定農家の協議会の総会資料 によるとこの中でメンバーみてみますと、後継者がいないという人がかなり多いんですよね。

私の知ってる青年に農業後継者の人がいますんで、聞いてみましたら、結構大きい面積をやってる人です。みかんとか、米とかやってる人なんですが、聞きましたら、奥さんは農業やってないと。外に仕事に出てると。それは、今まではなんとか、オヤジの時代はよかったけども、自分の時代では、先どうなるかわからんということで、仕事に出てると、現金収入を得なければ子育ても不可能になってくるということもあって、そういう人が結構多いんですね。

多分これ全部一件一件分析したら相当な後継者がいないといういうことで、20年後、30年後の、 和水町の農業はどうなるのかということを考えますと、今本当に手を打たないといかんというふ うに思います。

それで中間管理事業ですけれども、先日、認定農業者協議会とそれから農業委員会の合同研修 がありまして、そこで県から来て、説明があったんですね。この内容で。この内容でありました が、これは結局これから先は、先ほど町長が答弁されましたけれども、県の段階で農地を貸した い方から、農地を引き受けると、そして借りたい方にそれを作っていただくと。そういう方式でやっていくということなんですが、これ、みてみますと、例えば中間管理機構の熊本県農業公社ということで、これも新しく作って、多分国からの予算化されて、数億、数十億円とかかかると思うんで、全国的にはまたそういう予算がいるかと思うんですが、担い手で、個人経営や法人経営、集落営農などと、まとまりのあるかたちで農地を利用できるよう、配慮して貸し付けると。貸付までの間は農地として、公社が管理をすると。先ほど町長が言われたとおりですけど、結局、町長も心配しておられましたが、いったいその法人化して、やってもあるいは、地域であってもそれがうまくなくなったら、失敗したらどうなるのかと、後で米の価格のことも言いますけども、どうなるのかということで、最終的に私は、この方針というのは、営利企業がでてくるための政策だと私は思ってます。

大規模に経営にやろうとしても、今の先ほどいいましたように認定農家の50代、60代の人でも、4へクタール、5へクタールという栽培をしようとしても、かなり無理が、特に中山間地ですから、きてるわけですね。私の知ってる人でも、奥さんが病気になったり怪我をしたりとか、そういうことでかなり苦労されてるところもあるんですね。そういう中で、要するに国が規制改革を行って、株式会社がこの農地、農業の分野に参入してくると。これが狙いじゃないかなというふうに思ってます。そういう点で、見解をお聞きをしたいというふうに思います。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

○町長(福原秀治君) 懸念の部分というのは、笹渕議員と同じような懸念、皆さんが抱かれていると思います。おっしゃいますように後継者の影がみえないというのは、一番のネックかなというふうに思います。さりとて、いわゆる農業を産業化していくためには、必要な措置であるのかもわからないというふうに理解をしておりますけれども、一番問題は、例えばこの辺りでも、農地を集積しますと、集積された農地の地権者は、あるいは不在地主だったり、本当の意味での地域振興のための振興策にならないというのが、一番懸念されるところでございます。

今日実は、髙巣議員、それから蒲池議員から、農業どうすんだいということで御質問をいただいております。そこで、述べさせてはいただきますけども、先ほども申し上げましたけれども、じゃあこれをフォローする体制、後継者をどうするんだ、地域をどうするんだというので、これをフォローする体制を作っていくあるいは、築き上げていく必要があるんじゃないかというふうに考えます。ですから、これは私もこの部分については、素人でございますんで、手法もわからんし、考え方もよくは精通はいたしておりません。しかし、ミニバンというかたちで、地域を守る後継者を育てていくというようなことを、町が主体になってやる。それも必要じゃないかなと思います。当然今、認定の、頑張っておられる認定農家さん。この辺をしっかり応援していく必要とともに、もう一つ、認定農家さんにもなりきれないところについての、組織化、それから大きなことを言えば、農業の産業化、これを地域独自で図っていく必要があるかなというふうに思っているところでございます。先ほども申し上げましたように、幸いなことに、本当に幸いなことに当町の議会には、農業に大いなる関心を持っておられ、また精通しておられ、海外にまでで

かけて勉強しておられる方もございます。どうかお力をお貸しいただいて、一緒に考えていただ きたいというふうに思うところでございます。

〇議長(杉本和彰君)

12番 笹渕賢吾君

〇12番(笹渕賢吾君) 時間がなくなりますので、2番目と3番目も一緒にいきたいというふうに思います。

2番目ですが、生産者米価が大幅に下落をしてるわけですね。先ほど言いましたように昨年より2,000円から3,000円、暴落をしてると。私は今農家の方には国の方からトリプルパンチがくらわっているというふうに思っています。

1点目は、今年の早場米は、だいたい9,000円、8,000円から9,000円に下がってきてます。 2年前の生産者米価っていうのは、1万6,000円だったですね。昨年が1万3,000円台。この2年前からすると、今年は6,000円ぐらい下落をしてるわけですね。農家は国の農業政策で先が見えなくなってきてるというのが私は実情じゃないかというふうに思います。

2つ目のパンチは、生産調整を達成した農家への交付金。これは昨年まで10アール当たり1万5,000円だったですね。ところが今年から半分の7,500円。4年後には0になると。これは1万5,000円というのは、10アール当たり、8俵とれるというふうにしますと、1俵当たりの価格が1,875円と。引き上げられるという計算になるわけですね。だから民主党政権になって、この制度ができたときに農家からは、1万5,000円もらえるのであれば、価格安定にもつながるからということで、喜びの声があがったわけですけれども、これを廃止にするということですね。経営は当然厳しくなってまいります。

3つ目のパンチは、2018年から、国の米の生産調整は廃止するというふうにいってます。国は 需給調整の責任を放棄をしてると、いうふうに思います。自己責任で、自由に作って、自由に売 れと。こういうことでは、食料、農業問題での国の責任を果たせないと、いうふうに私は思いま す。

今、大規模化ということで大企業の方に法人ということで、家族農業経営をなくすような方向に今いってますけど、国連が2014年、今年は世界家族農業年に指定をしております。これは世界で大規模な企業的農業が環境を破壊し、飢餓を広げていると、こういう中で農業、家族農業経営が大事だと、こういうことで重視するように、世界家族農業年という位置づけで今やってるわけであります。ですから、その国連の方向とは全く違った方向に今の国の政策が行われているということなんですね。ぜひそのへんも、知っていただきたい。

それから先ほど研修会があったというふうに言いましたけども、その話を聞いて、4へクタール以上作ってる農家の方が後継者もいらっしゃるわけですけれども、今の農業政策をみて、息子さんに言ったそうです。もう農業は諦めていいから、別の仕事を探せというふうに言ったそうです。だから規模を拡大すればするほど、経営が厳しくなるというのが、今の実態なんですね。

だからこれから先の農業を守るためには、今年の米価の下落、これをどう止めるかということは、大事だと私は思ってます。

私は、この下落をどう止めるかということでは、先ほど言いましたように、一昨年は1,600円台。これで米卸、米業者の方が米を買わないと、そして去年は1万3,000なにがしで、下がりましたので大幅に買い取ったわけですね。そうすると今米屋さんの中に米が在庫がいっぱいあまってるわけです。だから今年の米に手がつけられないと。こういう状況なんですよ。ですから今農協とか米屋さんが抱えてる米をどうするかということが一つのポイントになってくると。今、今年の政府の備蓄米が今年の6月で、6月末で222万トンというふうになってました。この備蓄米を畜産農家用のエサ米として販売をする。安くですね。それから海外への食料が不足してる国に対する支援米として送ると、こういうことによって、備蓄米を大幅に減らす。そして今抱えてるJAや米業者の方の米を昨年度のやつを買い入れると、そのことによって米屋さんたちが、今年度の米を買い入れられるように状況を作り上げていく、このことは今本当に大事になってます。

これなしには私は、米価下落を止めることはできないというふうに思ってます。そのへんで町 長はどういうふうに考えられるかお聞きをしたいと。

そらから3点目ですね。農業と農業委員会の関係で、農業委員会というのはこれまで役割としては農地法の下で、農地の売買、貸借や転用に対する許可、違反した場合の告発や原状回復命令などの権限があります。農地の案件審査にあたっては、農外の企業などによる無秩序な農地の取得、転用は規制すると。こういう役割を担ってます。今度の農業委員会への農業改革という内容では公選制で選出していた農業委員会、これを廃止し、市町村長の任命制にすると。人数も半分程度に削減をすると。農業委員会を農民の代表機関から、行政の下請け機関に変質させるものというふうに思います。

2点目は、政府や地方自治体への農政に関する、建議というのが農業委員会にあります。これは農民の農地や農業経営を守るための、町議会でいいますと、意見書でありますけれども、この建議を法定業務からはずすということが、言われてます。こういうことをやられますとこれまで果たしてきた農業委員会が、全く農民の代表機関でなくなるということは、目に見えているというふうに思います。

それから農業協同組合、JAですけれども、これは一つ目に総合指導機関であります、全国と都道府県の中央会を実質廃止すると。

2つ目に販売、購買事業の全国連合体である、全農の株式会社化と。株式会社にするという問題。

3つ目に単位農協から、信用、共済事業を分離するということであります。町長も答弁の中でありましたけども、私は農協の果たしてる役割は戦後一貫して、農業の農家の立場で頑張ってきたというふうに思います。中身としては違う面もあったかもしれませんけども、例えば三加和でいいますと、ガソリンスタンド、あるいは銀行の代わりに、そういう信用関係も担ってきたということもあって、特に山間地では農協の果たしてきた役割というのは、大きいものがあったかというふうに思います。

これを今度の農業改革でなくしてしまうと、とんでもないことであります。

それからもう1点。農業生産法人、これは農地を所有できる農業生産法人について、これまで

は役員の過半数を農業従事者とする役員要件がありました。

これを大幅に緩和し、農業従事者は、役員または重要な使用人のうち一人でも認めると。これは結局、一人だけ使用人、雇ってる人が農業であればいい、従事者であればいいということで、 農業生産法人を作って、企業が出資して経営できるようにすると。

こういう道筋を作っているわけであります。ですから、この農業委員会と農業協同組合、それから農業生産法人、こういった今いいましたようなことで、大変大きな問題を秘めています。そういう面で、町長はどういうふうに考えておられるか、始めて聞かれましたと思うんで、町長も農業の経験はないかと思いますけれども、見解を伺いたいというふうに思います。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) 質問というより、むしろ教えていただいたというようなことで、なるほどと、いうふうに思います。

なかなか国の政策にあらがうというのは、難しいところがございますけれども、先ほど申しましたように、皆様方の考え方、それから、また地域としての、フォロー組織のあるいは体制の構築というようなことで、フォローできる部分はフォローしていきたいなと、いうふうに思います。そういう意味からも、皆さん、農業に携わっておられる皆さんが、多ございますもんですから、残すべきは残さなくちゃいかん、はずすべきははずすということが、つきなみですけれども、肝要になろうかと思います。私も勉強をいたしたいと思います。個別にでも結構でございます。4人、5人いらっしゃいますので、是非さらに御教授をいただきたいと思います。

今日のところは、御教授をいただきながら検討させていただくと、いうお答えでよろしいでしょうか。

〇議長(杉本和彰君)

12番 笹渕賢吾君

〇12番(笹渕賢吾君) もう1点申し添えますと、安倍第二次内閣の中で、地方創生大臣ということで地方を再生するというようなことになっております。それとこれまでの方針の中で、10年間で農村農業の所得倍増を打ち出してきたわけですね。だからそういうのとは、全く違うことが今農村で地方で続いてるという認識を是非持っていただきたいということを、申し添えたいというふうに思います。

それでは第2点目にいきます。学校建設問題についてであります。

番城グラウンドでの小中学校建設を中止し、現在の菊水中学校と菊水中央小学校の長寿命化改修工事に転換するということですが、今後の方針について伺います。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) 御質問にお答えを申し上げます。そもそも、ということでございますけども、日本の地域別の将来の推計人口によりますと、和水町は平成22年の国勢調査人口1万1,247名が30年後の平成52年には、7,382名と推測されております。30年間で3,865人の減少であ

るということになります。このうち、5歳から14歳までの人口は、平成22年が857名で、平成52年が452名と、30年間で約半数程度が減少すると推計されております。もちろん、これは皆様もおっしゃっております私も申し上げております。なんとかこの人口の減少に歯止めをかけていかなくてはならないということが第一義でございますけれども、この小中学校の統合につきましては、私の思いといたしましては、菊水中央小学校の改修については、今後30年間、ある程度の児童数の確保が見込まれることから、長寿命化改修ということで、お願いを申し上げたいというふうに考えております。

菊水中学校の改修につきましては、今後30年間で大幅に生徒数が減少することも想定されますため、中学校の統合もやはり皆が視野に入れておかなくてはならないというふうに考えるものでございます。

耐震改修、老朽化の改修、エコ改修など、どの程度の改修にするのか、基本計画策定の中で検討をいたしていきたい。今回、基本計画策定のための費用を、修正いたしまして、再上程をさせていただいております。当分、つまりの出発点といたしまして、前向きな御審議を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。これに関しましては、教育長及び学校教育課長からの答弁もございますので、よろしくお願いを申し上げます。

〇議長(杉本和彰君)

教育長 小出正泰君

〇教育長(小出正泰君) 現在の菊水中学校と菊水中央小学校の長寿命化改修工事にというようなことで。そのことにより、学校教育の方向転換はないのかというようなお尋ねだろうと思いまして、笹渕議員の御質問にお答えしたいと思います。

教育委員会といたしましては、平成19年11月に、学校規模適正化審議会から、教育委員会へ答申のありました、1つ、複式学級を解消すること。2つ目に小学校の統廃合。3つ目にさらに小中一貫教育を導入するというような、3つの基本方針について学校建設を進めていただきますよう現在お願いしているところでございます。

特に学校教育の内容につきましては、御存じのとおり、さきの7月3日に、政府の教育再生実 行会議におきましても、小中一貫教育を進めていきたいというようなことでございます。

しかしながら、小中一貫教育の中でも、話も小中一体型の校舎の建設というようなことはすぐ さまどこの町でもましてやこの町におきましても、すぐにできるような内容ではございません。

そういうようなこともございまして、いろいろ検討し、学校でも研究していただいているのが、 分離型であっても併設型であっても、これは実際に小中一貫教育はできるものだと考えておると ころでございます。

小中一貫教育というのは、何かこう、ポンととびぬけたような教育方策だと、一般的にとらえられることもございますけども、あくまでも時代を担う児童生徒、この方々が賢く心豊かでたくましく、そして志を高く持ちながら、健やかに成長していただく。その教育方法の一つの手段であると考えております。そういうことで現在の私たち考えての小中一貫教育については進めさせていただきたいと思っております。

〇議長(杉本和彰君)

12番 笹渕賢吾君

O12番(笹渕賢吾君) 時間もなくなってきますので、この長寿命化改修工事、これはこれまで今回の議会でも質疑の中でも明らかになってますが、結局南関町のなかの小学校の写真なども示して、こういうふうにやるんだということで説明も全協でありました。結局いまの鉄筋とかコンクリートとかそういったものを、これから先40年後、50年後ももてると、長寿命化というかたちで改修工事を行っていくと、そのために科学的な専門的な業者を入れて調査をするということで計画策定をお願いしたいということだと思いますけども、その点だけお聞きをします。簡単に答弁をいただきたいと思います。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) 議員のお言葉どおりでございます。皆様の前に比較対象としてお示しする、そのためにはまるで正確でなくても、ある程度は正確な内容、それから正確な数値というものをお示ししながら、御理解を賜るよう努力してまいりたいと思っております。

そのためにはどうしても専門的な目というのが、前提になるということでございます。よろしくお願い申し上げます。

〇議長(杉本和彰君)

12番 笹渕賢吾君

O12番(笹渕賢吾君) 是非そういう方向で進めていっていただきたいんですが、先ほど言いましたように農業の分野でも、予算化して力を集中して、やらなきゃならない施策というのはあるわけですので、なるべく学校建設で、改築工事でもお金のかからないようにして、あまったものを福祉や暮らし、農業予算にまわしていくと、こういうことを是非やっていただきたいというふうに思います。

3点目にいきます。

子育て支援についてであります。来年4月から、子ども子育て新制度が実施されますが、町と しての取り組み状況と内容、問題について伺います。簡潔に答弁をお願いします。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) ごくごく簡潔にお答えを申し上げたいと思います。正直なところ、ややこの子育て支援に対する取り組みが遅れておったということで、子ども子育て会議の皆さんの御尽力を頂戴いたしまして、短期間といいますか、ある程度の短期間に何回もの協議をしていただきまして、今回の条例、上程ということにやっと間に合っております。

今回の改正は、裁量が自治体に任されるという分部が多く入ってまいりますので、町といたしましては、まちづくり子育て支援の大きな一環として、とらえております。

この子ども子育て支援の内容がまちづくりの思想を物語るようなものに今後肉付けをいたして まいりたいと思います。そのためには、議員さん方の御助言というのが必要になってまいります。 問題点としましては、キャパシティ、いわゆる、容量といいますか、その中には保育士や幼稚 園教諭の数の問題。施設の面積等の確保の問題。これらが入ってくると思います。

今、今回お世話になりました子ども子育て会議、これを今後も願わくば存続させていただいて、 これらの情報、それから対応に対する会議、これらにあてまして、肉付けが的確にできますよう に、検討を続けてまいりたいと思います。

もし、内容について、必要ですか。もしあれでしたら、担当課長に。いいですか。以上です。

〇議長(杉本和彰君)

12番 笹渕賢吾君

〇12番(笹渕賢吾君) この問題では、10日の全協がありましたときに、説明がありましたので、資料をお配りいただいたんで、これに基づいて質問をしたいというふうに思いますが、ただ、今町長が答えられましたように、いろんな子育て、子ども子育て支援ということでは、自治体に任されると、だから条例を作って、そこでやっていくということだと思います。

しかし、この条例が国の基準どおりということに、全部がなってるわけですね。だから和水町の独自性がでてないんですよ。これは、子ども子育て会議を開いて決めたということですけれども、やっぱり市町村それぞれ違いますから、そこらへんでの特徴をだして、条例も私は作るべきだったろうというふうに、まず思ってます。

今回のこの問題では、国の規制緩和だというふうに私は捉えています。

保育所への株式会社の参入、これはやっぱりあるんじゃないかというふうに思います。

小規模保育や事業所内の保育、この施設基準は、参酌、基準として規制緩和をすると、公金から支払われる給付金は施設の補助金から利用者の補助金にかえると。これは施設に入る公金を保育以外にもつかえるようにするということだと思います。

運営費が保育以外に使われれば、人件費や研修費、保育に必要な環境整備が削られると、保育の質の低下をもたらすのではないかというふうに私は感じています。それは株式会社が運営するようになりますと、当然株の配当とか、そういうことにもなってきますので、保育の内容とか、保育士さんの給料とか、そういうことに大きく影響してくるというふうに思います。そこで資料に基づいていくつか質問をしたいと思います。

これは課長の方で答弁されたほうがいいかもしれませんが、1点目は、保育料はどうなるのかということですね。資料の1の7ページ。これ見てみますと、2段目、次にあげる費用の額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができるということで、1番から5番に、例えば1番では、日用品、文房具、保育に必要な物品購入費。2番目に特定教育保育等にかかる行事への参加に関する費用、3番目に食事の提供に要する費用。4、5というふうにあるんですが、これの5番の最後に、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるものということで、結局こういったものが保護者で、保護者の方に負担が増えるんじゃないかと、保育料以外に、こういったものが増えるのではないかというふうに思いますが、その点でお聞きをします。

というのは、今保育の向上を質の向上を図るためとして、英会話とか体操教室などがオプション保育ということでされてます。こういったものに対して、プラスの負担増になるんじゃないか

なと、保育料プラスという部分になるんじゃないかなということなんですが、その点で、どうい うふうになってるかと、お聞きをします。

2つ目に家庭保育事業の場合、これは資料の2の7ページ。資料の2の7ページ。これ、調理 員をおかないことができるというようなことになってるわけですね。1人から5人とか、家庭保 育とかいろんな小規模保育とかいうことで、今後大きく条例の中でも変わってきてるわけですね。 そうしますと、その保育園では調理はしなくてもよいと、外部から、仕入れることができると調 理員をおかないことができるというふうに、条例で提案されてるわけですね。

それから3つ目に、小規模保育の保育資格者、保育士の問題、これの基準、これも資料2の7 ページにあるんですが、結局小規模保育、これでA型、B型、C型というふうに、3段階に分か れてくると。A型は、保育資格者、これは100%配置しなければならないと。ところが、B型で 保育資格者は50%、半分でいいていうことなんですね。そしてC型では、保育資格者は0、0で もいいということなんですね。家庭的保育者は、市町村長が行う研修を修了した保育士、または 保育士と同じ、同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めるものであってというふうに なってるんですね。だから保育士ていうのは、2年とか3年、専門学校にいったりして、資格を とるわけですね。その専門の勉強をすると。ところがそういう勉強をしなくても、市町村長が行 う研修を修了したということで、この仕事に就けると。ですから、専門的な勉強はあんまりして ないのに、この保育士資格者という、0ではあっても、こういうことが小規模保育でできるとい うふうになるんですね。私が心配してるのは、結局以前もいろんなとこで事故があっとるわけで すね。ただ預かってて、保育所が足りないということで、預かってて大怪我したりとか亡くなっ たりとか過去ありましたけども、やっぱり保育士を雇うということが、そしてその下で保育、子 どもたちを保育するといことが、今本当に大事だと思いますけど、そういうふうに今度の条例で なってないんですね。そのへんが、私は欠落してるというふうに思いますが、その3点でお聞き したいと思います。

〇議長(杉本和彰君)

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長(堤 一徳君) まず1点目の保育料に対して、プラスの部分が出てこないかという部分だったと思います。実質上は、今現状の進め方であれば、でてこない。ただそれ以上に今後進めていかれる部分については、可能性はありますので、今後一緒になってそのへんは施設等と協議をしていきたいと思っております。

2点目が、調理員をおかなくてもいいという部分だと思います。これは外部委託という部分になります。どうしてもその施設内で調理場を設けない場合については、外部委託もできますという部分でしたので、今うちの方の施設では全て自園でやっていただいておりますので、そのままというかたちになりますけども、新しくという部分についてはまだ今のところ、条例の中では、国の基準のままでやってるところでございます。

それと、3番目のCの部分の、市町村長が研修をという部分でございますけども、これは市町村長がというふうに書いておりますけども、県の研修という部分で、うちの方では思ってます。

と申しますのが、なかなか町の方で特別に作るということがなかなか非常に難しいもんですから、 県でされる部分についてお願いしたい、一緒にお願いしたいというふうに考えております。以上 です。

〇議長(杉本和彰君) 持ち時間がなくなりましたが、簡潔に1回の質問と1回の答弁を許します。

O12番(笹渕賢吾君) この、今言いましたようないろんな質問した内容、これは和水町でどういうふうな保育をするのかという位置づけで考えると、例えば家庭保育とか小規模保育、こういったものは果たして必要だろうかと、今の現状だと定員割れしてる保育園が多いわけですから、今の現状でどうやっていくのかということの条例を私は作る必要があると、そしてその保育の質を落とさないということと、保護者の負担を増やさないと、これを中心に考えていかないと、私は駄目だと思うんですね。その点について最後に質問して質問を終わりたいと思います。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) いろいろな御質問、ありがとうございます。確かに介護保険につきましても、介護施設につきましても、民間の導入を緩和したときには、もろもろ民間についての問題がございました。そういう懸念というのは、保育、今回の認定こども園ということについても、同じ懸念はあろうかと思います。ただ私はさきほど申し上げましたように、子ども子育て会議、これを存続していきたいと、いうことなんですが、この会議の中には議員さんにも入っていただいております。

それから、各保育園の園長先生、経営者、それから保護者の方にも入っておりますし、地域の 代表者の方にも入っていただいております。それらのメンバーで、しっかり摺り合わせをしなが ら、申し上げましたように、肉付け部分、これは正直いって今の状況で足りておらないかもしれ ません。この部分の肉付けを、しっかりまた検討をお願いしてまいりたいと思いますので、また そういう面でのアドバイスも合わせてよろしくお願いを申し上げます。

〇議長(杉本和彰君) 以上で笹渕議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時08分 再開 午前11時20分

○議長(杉本和彰君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、池田議員の発言を許します。

10番 池田龍之介君

〇10番(池田龍之介君) こんにちは。10番議員の池田でございます。会議規則第61条第2項 の規定により、通告しておきました項目について若干お聞きいたしますので、執行部におかれましては真摯なおかつ簡単明瞭なるお答えをお願いをいたしておきます。

質問に入ります前に、一言申し上げます。8月は、皆様御承知のように豪雨で各地で災害が起こっております。また、8月末、代々木公園内での蚊によるデング熱ウィルス病の罹病者が2週間弱で全国に104名ということで、今日新聞の方に載っておりました。8月20日未明に起こりました広島の土石流災害、また8月の豪雨による一連の災害を8月豪雨災害と名づけられております。和水町でも数箇所のがけ崩れがあっておりましたけれども、幸いに人命におよぶような大きな災害になっておらないことに胸をなでおろすところであります。この8月豪雨災害で命を落とされ、亡くなられた方々、また御親族の方々にご冥福とお悔やみを心から申し上げますとともに、ここに黙禱をささげたいと思います。

失礼をいたしました。また、災害に遭われ、財産等をなくされ復旧復興が一日も早く、達成され一日も早い立ち直りを期待いたすところであります。

また、このような暗いニュースばかりではなく、スポーツ面においては、心を打たれ勇気付けられたものがあります。皆様も御承知のようについ先日まで行われておりました、世界四大テニス大会全米オープンにおいては、日本人としてはもちろん、アジア人として初めて決勝へ進んだ錦織圭君の活躍。これには、日本中の皆様が感動されたものと思います。

しかし、この影に隠れた中でもっと素晴らしい記録を達成された選手の方々がおられます。そのことを若干触れさせていただきます。

同時に開催されておりました、部門別ごとのあるんですけども、車椅子テニス大会においては、 国枝慎吾選手が、シングルではもちろん、ダブルスでも優勝されて2冠を手にされております。 しかも、この国枝選手においては、グランドスラムといわれる、全豪オープン、全仏オープン、 ウィンブルドン選手権、そしてこの全米オープンということで、シングルでは見事4冠を手にさ れております。

また、女子シングルにおいても、上地結衣選手が、同じくシングルとダブルスで2冠を手にされております。この上地結衣選手については、ダブルスではグランドスラムを達成されております。

また、ジュニア部門においては、高校生の中川選手が、栄えある栄冠を手にされております。 また、この錦織圭選手については、階段を一段ずつ上っていただき今後の期待を活躍するところであります。

前置きはこれくらいにいたいまして、早速質問に入らせていただきます。

私は、株式会社肥後元気村の経営、運営についてということで、3点ほどだしております。

第1番目、指定管理者、株式会社肥後元気村と町の関わりはどのようになっていたのか。例えば、担当課である事業課は、どのような役割を担っていたのか。また、町監査役については、どのような役割を担っていたのか。

2番目、平成18年度から、平成25年度までに株式会社肥後元気村に町からの公金はいくら投入 されたのか、年度ごとに数字でお示しいただきたい。

3番目に、平成23年3月30日に、この本議場内において臨時会が開催されております。

そこで、株式会社肥後元気村に対し、2,000万円貸付が行われております。決議されておりま

す。この2,000万円について、株式会社肥後元気村からは、いつ返済なされたのかをお答えいた だきたい。次からの再質問は、質問席からさせていただきます。

〇議長(杉本和彰君) 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) 池田議員の質問にお答えをさせていただきます。(1)番、2番、3 番と分かれております。1番といたしましては、指定管理者株式会社肥後元気村と町の関わりは どのようになってたのか。2番目に担当課の事業課は、どのような役割を担っていたのか。3番 目、町の監査はどのような役割を担っていたのか。これについてお答えを申し上げます。

まず、株式会社肥後元気村は、現在清算中でございますけれども、和水町100%の出資会社でございました。ちなみに、平成18年9月1日から、平成25年7月31日まで、6年と11ヵ月に渡り、株式会社肥後元気村が三加和温泉交流センター等の指定管理者として、管理運営を行ってまいりました。順次の契約更新については、よろしいでしょうか。時間もありますのでですね。

続いて、2点目が担当課の事業課はどのような役割を担ってきたのかについて、お答えを申し上げます。和水町は株式会社元気村を指定管理者とするに際して、三加和温泉ふるさと交流センター等に関する協定書を同社と締結をいたしております。その協定書に基づき、事業課として事務事業を行ってきたところでございます。和水町が行う、つまり事業課が行う業務の範囲というのは、3つございます。1つが不払利用料金等の調整、徴収業務。2番目に交流センター、緑彩館及びあばかん家の目的外の利用の許可です。3つ目に、管理施設の大規模な修繕及び改修等定められております。

また、株式会社肥後元気村は、業務計画書、これは協定書の第20条に規定をしておりますけれども、業務計画書を和水町へ提出し、承認を受けることになっております。さらに、業務報告書を毎年度修了後、30日以内に町へ報告する義務が課されております。それに関する事務等を行ってきたところでございます。

それから3番目の町の監査は、どのような役割を担ってきたのかと。

監査の対象といたしまして、普通地方公共団体が、資本金その他、これに準ずるものの、4分 1以上を出資している団体についても、町と同様に監査ができることとされております。

これまで毎年定期監査、行政監査を実施していただいているところでございます。その事務が法律等により処理されて適合して、処理されているか。

また、町の財産は常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて、最も効率的にこれを運用しなければならないなど、関係法令に基づいて、実施をしていただいております。

また、その結果を議会及び町長に報告し、公表することにより、民主的かつ功利的な行財政の 執行に資し、もって住民の福祉の増進と地方自治の本旨、目的ですね、の実現に起用する。これ が監査の役割と考えておるところでございます。

続きまして、平成18年度から平成25年度までに元気村に対して、町からの公金がいくら投入されたのかと、いうことでございます。

お尋ねの平成18年度から平成25年度までに株式会社肥後元気村に町からの公金は、いくら投入

されたかについてお答えを申し上げます。

株式会社肥後元気村は、三加和温泉ふるさと交流センター、三加和温泉あばかん家及び緑彩館の3つの施設を管理していたわけでございますが、和水町からの公金投入額について報告を申し上げます。年度ごとがよろしいでしょうか。年度ごとに金額を申し上げます。平成18年度、542万699円。平成19年度、1,976万6,020円。平成20年度、1,606万162円。平成21年度、1,343万1,664円。平成22年度、2,228万7,733円。平成23年、7,000万340円。平成24年度、5,155万5,758円。平成25年度、1,075万7,090円。合計、2億927万9,466円となっております。

ただし、これに加わるところの株式会社丸美屋を指定管理者にするに伴う公金も平成25年度に支出をいたしております。その金額が6,948万9,950円ございます。合わせまして2億7,876万9,416円となっております。

続きまして、平成23年3月30日に、同社に対して貸し付けられた2,000万の返済は、済んでいるのかということでございます。

平成23年3月30日に、株式会社肥後元気村に貸し付けられた、2,000万の返済に関し、お答えを申し上げます。

平成23年3月30日に和水町から2,000万円の株式会社肥後元気村に対する貸付が実行されました。返済は、平成23年6月28日利子を含めまして、2,001万4,959円が行われております。

ちなみに借入日数が91日。年利換算0.3%でございます。以上御報告申し上げまして、あとは 自席での答弁とさせていただきます。

〇議長(杉本和彰君)

監查委員 竹下進一君

〇監査委員(竹下進一君) 池田議員の肥後元気村の経営につきましての(1)の3番目の町の監査はどのような役割を担っていたのかについてお答えをいたします。

先ほどこの件につきましても、町長から答弁がございまして、重複するかとは思いますが、お答えいたします。

地方自治法、199条は、監査委員の監査に関する規定ではございますが、その第7項には次のように規定がされております。要約いたしますと、監査委員は必要があると認めるときは、普通地方公共団体が補助金などの財政的援助をしている団体。資本金などの4分の1以上の出資をしている団体。そして公の施設の管理を行わせている団体。について出納その他の事務の執行で、当該財政的援助にかかるものについて監査することができると規定しております。

株式会社肥後元気村は、和水町100%出資の会社であり、また公の施設であります、三加和温泉交流センターと、緑彩館の指定管理者でありましたことから、監査委員は毎年、株式会社肥後元気村について監査を実施しております。

出資団体としての株式会社肥後元気村については、その設立目的であります、農業の活性化と、 雇用促進、そして農村の交流に沿った会社運営がなされているかどうか、という観点から監査を しておりますが、経営成績及び財政状態についても、監査を行っているところであります。

また、指定管理者としての株式会社肥後元気村につきましては、町と締結した協定書に沿った、

施設の管理が行われているかどうか、指定管理料が施設の管理のために適切に使用されているかについて監査をしております。そして監査結果につきましては、その報告書を議会と町長に提出し、公表してるところであります。以上でございます。

〇議長(杉本和彰君)

10番 池田龍之介君

〇10番(池田龍之介君) 今、それぞれの質問について回答もらいましたけれども、1番、2番については、おいときまして、2番目の公金の投入額がいくらだったのかということで、私が調べた額と若干違うようなんですよ。私が調べたのは、7月18日付をもって、情報公開請求をいたし、役員会議録のコピーをもらいました。そのときは、町長、執行部の方には特段のご配慮をいただきまして、御礼を申し上げときます。この中の役員会議録の中に、町から投入された分が表現されているのが、18年から21年までの4カ年間のことは載ってたんですよ。その中に載ってた額をいいますと、18年度、5,400万。19年度、1,900万、20年度1,600万、21年度1,000万。言う具合に議事録にはっきり金額を書き込んであります。記載されております。

今、町長の方から金額を万単位でしか、私、書き写してなかったので、申し上げますと、18年度は542万て言われましたよね。議事録には5,400万となってます。10倍も違うんですよ。19年度は1,976万といわれました。議事録には1,900万ということですので、まぁまぁあってるかなと。20年度は1,600万。1,606万。だからこれも合致するかな。21年度、1,000万と1,343万。今度は逆に多いとですよ。町長の提示された額がですね。それと私は、別に町のホームページ、その中から入札契約状況を、132ページに渡って公開してあります。全件数、1,316件。その中からずっとこの支所事業課が発注した、かけた入札件数を拾い上げました。18年度1件。20年度3件。21年度2件。22年度4件、24年度5件、25年度4件、その額が18年度150万。20年度1,131万9,000円。22年度559万6,000円。24年度4,795万1,000円。25年度5,579万7,000円。そうすると、またこれでもかなり違ってくるわけですよね。町長が提示された額と。それと町長が23年度に7,000万といわれたのは、これは減資分だけですか。増資分は入ってないですか。増資分をかてると、増資が6,300万あってますので、23年度は1億3,300万にならなければいけないと思います。

この議事録にが、金額だけの提示でありましたので、入札金額が入ってるかどうかはわからないわけですよ。入札額を入れたところで、私が18年から25年まで合計しますと、私が調べた入札、それと増資、減資分だけで、2億7,922万3,650円。議事録に載ってたのが、9,900万。あわせますと3億7,820万になるわけですよ。

そして、私が不思議に思うのが、25年度の入札なんですよ。 7月いっぱいで肥後元気村を閉鎖するということになってたんじゃないかと思うんですけども、7月に入札出してあるんですよ。 それが、4件出してあります。 1件が1,118万2,500円の落札価格で三加和温泉第3泉源小屋新設工事、次が271万9,500円で落札されております、三加和温泉浴水施設配管ボイラー更新建築工事管理業務委託と。 3番目が1,743万円で、三加和温泉ボイラー取替改修工事。

4件目が2,446万5,000円。三加和温泉浴水設備配管設備新設工事と。 肥後元気村を閉鎖するとわかっておりながら、なぜあえて7月にこの多額なる金額ですよね。 5,000万超えますよね。5,000万超える額の入札工事をなんで出したのか。あとの運営がどうなってるかもわからなかったわけでしょ。そのときは。指定管理業者もまだ決まってなかったと思います。その時期は。それでなんであえて5,000万を超えるような入札工事を出さなければならなかったのか。そこで一歩踏みとどまって、今後本当にこのふるさと温泉交流センター、緑彩館、あばかん家、あばかん家は福祉の方に拠点ということで、4月から閉館になっておりましたけれども、二つの施設についてまだはっきりした方向も示していない時期に、なぜ5,000万を超えるような工事を発注しなければならなかったのか。当事者である町の最高責任者はこの席にはおりませんけれども、計り知れないところがあります。私はこの点については、とても疑問に思います。そして、なおかつ、もうひとつ申し上げたいのが、監査委員さん、今年度の監査委員さんがされた審査、意見書の中にも、収納率の向上を目指してくださいと、いうことが謳われておりました。

そして玉名振興局管内4町で、徴収班をつくって未納者のところに行き、時と場合によっては 差し押さえまでして、徴収率をあげてる努力があります。その額はわずかですよ。そういう努力 をわずかな努力をしておきながら、多額の金を無駄なような感じで発注するというのは、私はい かがなものかと思います。その点いかがでしょうか。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) 池田議員のお示しいただきました額、25年7月の入札については、別途といたしまして、だいぶ狂いがございます。だいぶていうか大きな狂いがございます。この辺とらまえかたの違いがあると思いますので、そのへんを担当課長の方から御答弁申し上げます。

〇議長(杉本和彰君)

事業課長 山下 仁君

〇事業課長(山下 仁君) さきほどのお尋ねの中で、減資、増資のとこがどういうカウント しとるかというお尋ねが1件あったかと思いますけども、いわゆる公金投入という観点でござい ますので、減資が23年度に7,000万行われておりますけど、投入じゃないということでカウント はしておりません。

それからもう1点、25年の7月の入札に池田議員としてはクエスチョンマークがあるというお 尋ねでございますが、ちょっと休憩いただいてから調整してお答えしてよございますか。

〇議長(杉本和彰君) しばらく休憩します。

休憩 午前11時52分 再開 午前11時54分

〇議長(杉本和彰君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

事業課長 山下 仁君

〇事業課長(山下 仁君) 次の二点目のいわゆる7月に入札して、やっとるけども少し疑問を感じるというお尋ねでございますけれども、今の前事業課長と確認しましたことを話させていただきます。6月の肥後元気村さんの取締会議で6月26日に指定の取り消しの返上の決議をされて、同日に町に申し出がなされております。

それに基づきまして、7月いっぱいまでしてもらったわけですけれども、7月の15日から8月30日まで指定管理者の公募を行われてあります。

いわゆるこの7月の入札の件でございますけれども、いわゆる24年度に新しい泉源を掘削していただきました。

その泉源を有効なものにするためには、温泉の配管とかボイラ等との工事が必要でございまして、新しい、今では、丸美屋さんに管理をしていただいておりますけれども、そういったふうに前提としてする必要があったためにその時期の入札、工事ということになったところでございます。以上です。

〇議長(杉本和彰君)

10番 池田龍之介君

○10番(池田龍之介君) 6月26日の株主総会、その中で次の経営者につなげていくという決議はされてるみたいですね、でも株主総会でですよ、決議されたとして、その報告は議会の方にあってるんですか。このように決議なされましたので入札を実施してよろしいかということを議会の方に報告がありましたかと、お伺いしているんです。

〇議長(杉本和彰君) 執行部の答弁を求めます。

事業課長 山下 仁君

- **〇事業課長(山下 仁君)** その議会の報告は行われていないものと思われます。
- 〇議長(杉本和彰君)

10番 池田龍之介君

- **〇10番(池田龍之介君)** わかりました。されてなかったということですね。それでは、次に、時間もないようになってますので、次に移らせていただきます。
- **〇議長(杉本和彰君)** しばらく休憩します。

休憩 午前11時58分 再開 午前11時59分

〇議長(杉本和彰君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) 池田議員に申し上げます。ただいまの、事業課長の答弁に誤りがありましたので、本人から修正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇議長(杉本和彰君)

事業課長 山下 仁君

〇事業課長(山下 仁君) 誠に御迷惑かけました。全員協議会にてこの本会議ではなくて全員協議会にて報告をさせていただいたということでございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(杉本和彰君)

10番 池田龍之介君

〇10番(池田龍之介君) それじゃあ、次の質問に移ります。

平成22年11月、ちょっと日にちが、私が調べた中でもちょっと調べられなかったんですけれども、商工会制度融資利用を利用して、2,100万熊本県保証協会の保証付きで借り入れしてますね、肥後元気村、それ御存じですか。

〇議長(杉本和彰君) 執行部の答弁を求めます。

事業課長 山下 仁君

〇事業課長(山下 仁君) 誠に申し訳ございません。その件については、信用保証協会の保証付きで借り入れてあった事実については、私は把握しておりませんでした。以上です。

〇議長(杉本和彰君)

10番 池田龍之介君

〇10番(池田龍之介君) その時ですね、町長の内諾を得てますということを告げられてるんですよ、肥後元気村の方は。だから、商工会も申込書を渡したと、そこまでは調べがついております。そして、23年の8月22日付で肥後銀行へ完済をされとります。

それは、役員会の議事録にちゃんと記載してありました。でも、金額が記載してないので、いくら完済されたのか定かでありません。結局、23年といえば、7,000万の減資、6,300万円の増資、いうことでされてますので、その金額の中から返済されたのではないかと私なりに推測するだけです。

そして、個人借り入れが770万、その時期はありました。

そして、この個人借り入れが日常茶飯事的に、常態化してるわけですよ。そのことを、坂梨前 町長は、役員会議の中でこう申されとります。

個人的借り入れの返済は、返さなければならないと認識をしていると、そしてこの肥後元気村 が自転車操業であるということも認識されとります。

つまり、肥後元気村からの収益で戻すことは無理であるということを認められてるわけですよ。 そして、なおかつ、そういう会社に公金をつぎ込まれてるわけですよ、いわば確信犯ですよ。

前任者である、町長がこの場におられませんので今向ってるのは福原町長ならびに執行部の方に向かって言ってますけれども、最高責任者が変わられております、だから、町長、6月にもお願いしました、本当にこの肥後元気村いうのは調べれば調べるほど深い霧の中に谷底に落ちるんです。だから、よければ町の方で第三者専門委員会特別調査委員会を設置して徹底的に解明して町民の方に全部情報公開でお知らせください。

お願いします。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) 私も今認識をいたしたところでありますので、まずその真偽のほどを、 真偽のほどが恐らくなかなか見えないと、だから調査委員会ということだろうと思います。

議員の議員さんの全員協議会等々を含めまして、検討させてください。

〇議長(杉本和彰君)

10番 池田龍之介君

〇10番(池田龍之介君) 町長、くれぐれもお願いしときます。本当に多数の町民の方が特に 三加和地区の方々は、この肥後元気村のことについては不信感がものすごくあります。

根深いものが。嘘と思われるならば三加和の町民の方々の聞き取り調査をしてください。 続きまして、次に移らせてもらいます。この肥後元気村は1時間ではとても終わりません。 だから、このあたりで打ち切ります。

で、もうひとつその前にもうひとつ総務課長にお聞きします。

地方公共団体の事務運営費というのは、地方自治法ならびに法律に沿って範囲内で条例を制定して運営がなされておると思います。

条例制定する暇がない、それまで細かく決める必要がないということで、規則、細則、規程というものがあると思います。

それで、先ほど申しました23年の3月30日の臨時議会において、2,000万貸付られました、あれが、第3セクター等貸付金規則によって2,000万貸付られておるわけです。

貸付たのが3月30日この規則をつくられたのが、なんと3月25日ですよ。5日前に規則をつくって5日後には2,000万という大金をポーンと貸す。

じゃあこの規則、告示は何月何日から何日までされましたか。

〇議長(杉本和彰君)

総務課長 髙木洋一郎君

〇総務課長(髙木洋一郎君) 大変申し訳ございません。

ここに資料を持ち合わせておりませんので、今、即答は申し上げられません。

〇議長(杉本和彰君)

10番 池田龍之介君

○10番(池田龍之介君) ここに自治大学校編、自治用語辞典というのがあります。

予算を伴う規則、条例運営についてはなるべく日数をかけて告知すべきであると、結局一般住 民、利害者関係に知らしめるべく期間を多くとりなさいと猶予を持って実施をしなさいというよ うなことで述べられております。

今、総務課長から持ち合わせてないから告示が何月何日から何日までだったというのがわからないと、しかし、実際行われているのば、30日なんですよね。

貸付が行われたのは。規則ができたのが25日です。ここに情報公開した規則の写しがあります。 それにはっきりと平成23年3月25日と日付が入っとります。

だから、間違いないと思います。言わば、密室で何か公金の貸付ばですたい、されよって。これを知ったら町民そぎゃん思うですよ。

ちゃんと議会もあるわけですから、議会には傍聴もできますので、公開と同じなんですよ、秘密会議以外は。だからくれぐれも今後はこのようなことがないようにお願いをしておきます。

続きまして、第2点目の番城グラウンドの造成工事についてお伺いします。

和水町総合町民グラウンド通称番城グラウンド造成工事内容についてお伺いします。

番城グラウンド北東側、今の名称は菊水司ゴルフ場かな、側の造成工事の時期と工事費用はいくらだったのかお伺いします。

〇議長(杉本和彰君)

教育長 小出正泰君

〇教育長(小出正泰君) 教育委員会の方の御質問でございますので、お答えしたいと思います。町総合グラウンドの造成にあたりましては、既存の進入路を境に東側の校区と西側校区に分けて行っております。

東側校区につきましては、平成23年12月に山林の伐採から着手いたしまして平成26年3月の周 回部分のフェンス設置により造成工事を完了してございます。

工事本数は、8工事ございまして総工事期間は2年4カ月を要しています。

総工事費につきましては、約2億5,200万円となっております。以上でございます。

〇議長(杉本和彰君)

10番 池田龍之介君

○10番(池田龍之介君) それでは、お伺いします。番城グラウンドの進入路から入って一番 奥です、山付きの所まで埋め立てが済んでますね。そして山付けの所にU字溝が敷設されとります。しかし、この番城グラウンドそこまでが町のグラウンドじゃないですね、山の付け根から何 ナメートルかは民地があると聞きましたけれども、本当ですか。

〇議長(杉本和彰君)

学校教育課長 吉田 収君

〇学校教育課長(吉田 収君) ただいまの質問でございますけれども、町有地の他に民有地があるんじゃないかというような御質問で、そこの部分については平成23年の12月20日の日に町と株式会社司企画、この業者において覚書書が交わされてるところでございます。

それで、その境界といいますか、隣の土地に司企画の土地が約7,186平米あるということでご ざいます。以上です。

〇議長(杉本和彰君)

10番 池田龍之介君

〇10番(池田龍之介君) それでは、今教育課長が答弁のあった7,186平米、番城グラウンドと同じようなレベルで造成が終わっております。

その工事は司企画の方から出されたのか、どうですか、公金でされたのではないですか。

〇議長(杉本和彰君)

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長(吉田 収君) 埋め立て区域の部分につきましてはですね、その覚書の中で

町に乙の責任、町の責任において、埋め立てをするものということになっとりましてこの埋め立て後においては、町の責任において、くぬぎ等の植栽を行うといったような内容になっております。

金額の支出については、町の方から支出ということで先ほど申し上げました、総工費2億5,200万の中に含まれているということになっております。

〇議長(杉本和彰君)

10番 池田龍之介君

- **〇10番(池田龍之介君)** それじゃ、 2億5,200万、総額 2億5,200万と言われましたけれども、その中にいくらかかっているわけですか、この7,186平米を造り上げた工事費は。
- **〇議長(杉本和彰君)** 残り時間が少なくなりましたので、簡潔に質問、答弁をお願いいたします。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) 教育委員長宛の御質問でございますけれども、町長部局の方から若干補正をさせていただきます。

費用については、この2億5,200万の町支出の費用に含まれております。

それで、工事も町の主導で行っております。その理由でございますけれども、ちょうど法面の 谷底になっておりまして、こっち側が町有地としますと、こういう地形になっております。

この、山を崩す土砂につきまして、運搬するよりも外に運搬して持ち出すよりも埋め立てた方が安価にあがるんではないかということが1点、それからもう1点は申し上げましたようなこういう法面になってますので、このままですと要するに法面部分は使いませんので、埋め立てをして境界点をまっすぐ垂直に上げた方が、面積の効率がいいんじゃないかというような2点でもちまして工事を行っております。

建設課長の方から、そのへんについては補足をしていただきます。

〇議長(杉本和彰君)

建設課長 池田宝生君

〇建設課長(池田宝生君) 最終の工事が建設課の方で受けておりまして、今述べられたものをちょっと整理しますと、23年の12月から26年3月31日まで一応あそこの工事以降かかっているわけでございますけれども、発注件数が8本ありまして、総額が今ありました、2億5,200万、約ですね、そういった中で工事に着工します時に現況の谷、御存じかと思いますが掲揚台のあった小山があってその奥の方は、約15メートルから18メートル位い深い谷になっておりました。

で、あそこの部分を計画していきます時に地山の部分につきましては、フィードを行って直ぐ 周辺の方に盛土をする方が安くつきますし、持ち出しにつきましては、またそれが費用が嵩むと いうふうなことがひとつあります。

それと、境界から谷底が一応境界というふうになっておりまして、今町長が申されましたよう に、境界からその部分を切り土をして法面の保護してきた場合、約15メートルということで考え ますと最低でも1割5分を法切りをした場合、その分、グラウンド、造成面積が狭くなるという ふうなこともありまして、先ほど教育委員会の教育課長の方が申しました、司企画の方と覚書を 交わしまして、谷底の約半分まではいきませんけれども、反対の法面が司企画になりますので、 そこに盛土をいたしましてその費用よりは、盛土をする費用よりも独自に境界から法をつくって やった方が工事費ついてもこう高額になりますし、同じ高さで造成していきますと町としてはそ の有効面積が広く使えるというふうなことから、司企画との覚書の中でそういった工事を行った ということでございます。

〇議長(杉本和彰君)

10番 池田龍之介君

○10番(池田龍之介君) 私が考えるには、なぜ土地を買わなかったのかと思うとですよ、民地のままに残しておくなんてもっての他と思います。

それよりも、町で購入して今みたいな番城に造成すべきだったと思います。

覚書がどのような覚書を締結されているかわかりませんけれども、使用料はまさか払うような 覚書はないでしょうね。

〇議長(杉本和彰君)

建設課長 池田宝生君

○建設課長(池田宝生君) 今御指摘がありました、土地の購入を先にした方がよかったんではないかということでございますが、ここの司企画につきましては、ゴルフ場の一部ということでここは、購入されているわけでございますけれども、ここの境界部分の土地につきましては、筆界未定の土地になっております。

ちょっと、正確ではありませんけれども何十筆かの、筆界未定の土地ということで、その部分に、現在も、かなり前の登記をするために確認すべき現在の所有権者というのをわからないような状況の土地も中に含まれております。

ですから、それを必要な部分までの測量を行いまして、そこまで買収するということになるとかなりの期間もかかりますし、そのためにかなりの費用もかかってくるというふうなことから、当初の計画としては、当初買収しておりました境界までを町の区域とすれば、その面積としては十分足りるということからそういうふうな覚書を交わした中での造成計画というふうになったものだと思います。

〇議長(杉本和彰君) 1回の質問と1回の答弁を許します。

10番 池田龍之介君

○10番(池田龍之介君) 筆界未開地か、それが以前、菊水町の時にもゴルフ場であった桑名 商事そこから町が購入した土地があるんですよ、今ひまわり幼稚園がありますね。あそこの中に も筆界未開地があったんですよ、それも含めた所で以前は購入してます。

そして、根気よく筆を確認しながら町の土地として、そしてまたひまわり幼稚園さんの方に売却した経過もあります。

だから、そういうのは気にせず購入して、町の土地にしとった方がよかったんじゃないかと思

います。

覚書、覚書と言いますけれども、向こうが都合で破棄してきて、これは万が一、ちょっと唐突な意見と思いますけれども、あそこにラブホテル、モーテルを造るということで造られた場合は、どうしようもないとですよ。

町民の健康維持のための体力、強化どうのこうのするような町民グラウンドの横にモーテル、 そういうのが建つ可能性も無きにしも非ずなんです。

面積からすると7,186平米、2反ちょっとですよね、十分建つんですよ。

だから、私はなぜ少しの金額を出し渋って民地として残したのかと、不思議でたまりません。 3番目にいきたかったんですけれども、時間がないようですので、終わりたいんですけどいいですか、質問して。

〇議長(杉本和彰君)

建設課長 池田宝生君

○建設課長(池田宝生君) そういったいろいろの後の約束が破棄された場合の問題があるとは 思いますが、覚書の中では、平地になった場合でもあと植林をしながら現況に戻すというふうな 覚書になっております。

ただ、工事の造成を推して行きました過程の中で、当初は司企画側を1メートル程度、段下が りの状態での造成計画にしておりましたが、数量的に土量が多くなりましたために、今見ていた だくとわかりますが、同じ高さで造成をしとります。

今後、先ほど、町長もいわれましたけれども番城グラウンドの活用方法等を検討していった中では、同じ平面になっておりますので、後の心配等もなくすためにもグラウンドの面として司企画に御相談しながら、買収をさせていただく方向に向かっていけば、というふうな建設課の中ではちょっと話したりしております。またその時は御協力お願いしたいと思います。

〇議長(杉本和彰君) 以上で池田議員の質問を終わります。

しばらく、休憩します。

休憩 午後 0 時27分 再開 午後 1 時30分

〇議長(杉本和彰君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に髙巢議員の発言を許します。

〇議長(杉本和彰君)

8番 髙巢泰庸君

○8番(高巢泰廣君) 皆さんこんにちは8番議員の高巢でございます。

このところ朝夕は幾分涼しくなりまして、しのぎやすくなりつつある今日この頃でございます。 今年の夏は御承知の通り台風前線の影響によりまして天候不順が続き日照不足低温による作物の 生育不良等品質低下なり収量減少が心配をされております。 ただ稲につきましては、平年並みというふうなことでございますが、特に果樹あたりが厳しい ようでございます。

8月20日未明に発生しました、広島土砂災害、多大な被害が出ております。

亡くなられた方のご冥福をお祈りを申し上げます。

併せまして被災された方にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧復興を願っております。 2、3日前からまた北海道東北地方におきまして豪雨が続いております。

大変心配されておりますけれども、幸い我が和水町におきましては今日まで大きな災害もなく 今日に至っております事は幸いじゃないかと思っております。

9月は台風の心配がありますが何事もなく収穫の秋を迎えることが出来るように祈るばかりでございます。

今日は通告書に従いまして2項目をお伺いいたします。まず、1点目は学校統合に伴います教育方針、方向について伺います。

小中学校の統合は複式学級の早期解消が大きな目的であろうかと思います。

校舎建設は計画より大幅に遅れまして児童生徒保護者町民に迷惑をかけている状況下、今後の 学校建設、学校教育に関する基本的な方針方向性について伺います。

まず、三加和統合小学校中学校が開校して5カ月が経過いたしておりますが、現在における運 営上の課題は何かお伺いします。

次に和水町立学校設置条例がございますけれども、このへんの中身につきましてお伺いをいたします。

3点目に、学校統合に関する今後の施策と展開方策につきまして伺います。以上について町長、 教育長の所見をお伺いいたします。

質問事項は昨日より一般質問の中で重複いたしますが、通告いたしておりますので御理解をいただきたいと思います。なお、答弁は簡潔にお願いを申し上げます。

以下は質問者席よりさしていただきます。

〇議長(杉本和彰君) 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) 御質問をいただきました髙巢議員にお答えを申し上げます。

小中学校の統合に関する御質問でございます。まず相対的な答弁でございます。

菊水地域の小中学校統合につきましては大変お待たせをいたしており町民の皆様、特に児童生徒、保護者の皆様、学校現場の皆様には御心配をおかけし、また御迷惑もおかけしておりますことをお詫び申し上げます。

この背景には新しく町長就任をさせていただきました私が、従来の新築方針を変更し既存校舎の改修リニューアルによる統合を目指しますところからその具体的な前段対応のために結論に至っていないということでございます。

再三申し上げて恐縮でございますけれども、私が既存校舎の改修リニューアルによる統合方式 を選択する理由は、御案内のとおり学校統合費用を圧縮しまちづくりのための生活基盤事業への 財政的余裕を求めることにございます。

すなわち、学校統合事業もやりたい、ソフト事業もやりたい、生活基盤事業もやり、やや遅れているまちづくりを今のうちに取り戻したいという思いからでございます。

8月臨時議会で上程し様々な御意見とアドバイスをいただきました。

基本計画策定費用の補正予算案に今回は御助言に沿って修正を加え本定例会に再上程をいたしております。

事業の遅れの御指摘ごもっともでありまして早く基本内容を提示いたしたく思う所でございますので前向きな御審議をいただき、どうか前に進ませていただければありがたく存ずるところでございます。

今後ということでございますが議員御呈示の3点につきましての答弁を申し上げます。

まず1番目の三加和統合小学校が開校して5カ月が経過したが現在の運営上の課題はないか何う。

それから②の和水町立学校設置条例について伺う。この2つの点につきましては教育委員会の方から答弁をさせていただきたいと思います。

それから3番目の学校統合に関する今後の施策と展開方策について伺う。ということでございます。

菊水地域の学校の統合のあり方については現在学校統合推進委員会で、御一緒にご検討をいただいております。協議をいたします上で概算事業費の算定は判断材料の1つとして必要でございますので、また議員各位におかれましても、当然お知りになりたい部分でもあり今回補正予算に計上しております予算をぜひとも御承認いただき、本年中または1月早いうちに概算事業費を算定し御呈示申し上げたいと考えているところでございます。

来年2月ごろには保護者への説明会、学校現場への説明会、住民説明会を開催させていただきまして、既存校舎を活用しての統合、統合のあり方について御理解をいただき次の段階へ進ませていただきたいとこういうふうに考えているところでございます。

どうぞ後は自席で答弁をさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

〇議長(杉本和彰君)

教育長 小出正泰君

〇教育長(小出正泰君) 今ほど、髙巢議員の方から三加和小学校が開校して5カ月になるけれども現在の運営上の課題はないかということで御質問ございました。

三加和小学校は1年生が28名、2年生が24名、3年生が30名、4年生が26名、5年生が28名、6年生が35名ということで171名の子どもたちが新しい小学校で学ぶようになっております。

これは5月1日の状況でございます。

その後2、3名の転出等があって、変更あろうかと思いますけれども、その間子どもたちは一 生懸命勉強も取り組み、そしてさらに小学生用にプールも造っていただきまして完成し子どもた ち1週間でしたけれども9月の1日から泳ぐことができました。

小学6年生にとっても自分の小学校、卒業した小学校のプールを利用して学ぶことができたと

いうことで大変意義深いものだと思っております。

それと同時に施設のメンテナンスに関わりまして若干これまで小学校、中学校という施設というような捉え方でやはり先生方もおられまして、6月議会の中でもいくらか不便な面、運営の面で課題がございました。

例えば、会議室がないために小学校には会議室がないためにこういう急な来客等では対応が難しいと、場所がないからと。また小学校には少人数加配といいまして先生が1人だけ別にお入りいただいております。その先生が小学校の算数の勉強を1つのクラスを2つに分けて学ぶというようなそういう少人数指導していただく、しておりますけれども、そのする場所がないというようなことでお話があってございました。

他にも運動場が行事等で保護者が来られる時になかなか狭くて使いづらいというようなこともございました。

そういう中で先ほど紹介しました、少人数指導につきましては中学校の校舎でありましたら教 室を使って、もう学習が始まるところでございます。

それと同時に運動場につきましては子どもたち一生懸命、学ぶ場所であるんですけれども駐車場としても使っていただきたいというようなことでこれにつきましては近くの三加和の総合支所やまたは保護者の方にもできるだけ乗り合わせてきていただくようにというお願いなどもしておるところでございます。

先生方にこの三加和地域の小中学校については特に三加和小のもの、三加和中のものという捉え方ではなくて、和水町の学校施設というようなことで使っていただくと、中には貸すとか貸さんとか言うような言葉があったとか、聞きましたけれどもこれはもちろん先生方の中であったようですけれども、そんなことではなくて小学校中学校がお互いに調整しあって、そして有意義に使っていただくとそういう視点に立っていただくようにとこれまでも指導をしてまいりましたけれどもまだまだもう少し残っているようです。

これからも指導かさねてまいりたいと思います。

それと同時に来年4月新しくまた学級編成がございますので、この時にはきちっと先生方にも 理解していただいた上で学校運営を当たっていただきたいというふうに考えているところでござ います。以上でございます。

〇議長(杉本和彰君)

学校教育課長 吉田 収君

〇学校教育課長(吉田 収君) 和水町立学校設置条例についての御答弁をさせていただきます。

現在の町立学校設置条例これは平成24年に改正されとりまして施行期日が平成26年7月1日からとなっております。

これは三加和区域の3小学校1分校がこれまでの三加和中学校と同じ位置に本年度から三加和 小学校として開校すること、それと菊水区域の4つの小学校が統合して菊水小学校を菊水中学校 とともに原口1321番地に設置することを規定したものでございます。 統合校についての施設整備事業、これに係る国の補助金事務これにつきましては統合して学校をどこに設置するのか、その内容を条例において規定しておかなければなりませんので、平成24年にこの条例の改正が行われたものでございます。

このときの改正で菊水区域の学校につきましては附則の方で平成27年4月1日から施行することにしていました。

しかしながら、平成27年4月1日に菊水小学校と菊水中学校が原口1321番地、ここにある事は無理な状況でございますので、今年度中に現在の条例を改正する必要があるということでございます。以上です。

〇議長(杉本和彰君)

8番 髙巢泰廣君

○8番(髙巢泰廣君) ありがとうございます。

先ほど申し上げましたように三加和中学校、小学校開校いたしまして約半年が立ったということでいろいろ課題等につきましては教育長から御説明をいただいたところですが、開校して間もない状況下でございますのでそれぞれ課題があるのは当然だと思います。

試行錯誤を重ねる中において良い方向に進んでいくということじゃないかというふうに理解を するところでございます。

私、このことをなぜだしたかと言いますと、特にスクールバスの運行状況について、いろいろお話を早いとかもっと交互にできないとか、ずっと1年間同じ7時にでなんとか、そういう話がちょっと聞こえてまいりましたものですから、そのへんも含めて何か他にもいろいろ問題点があるんじゃないか課題があるんじゃないかというようなことでお尋ねをしたところでございます。

いろいろ会議室が足りない、それから少人数の教室が足りない、指導の場所がないというようなことで現場の先生方大変苦慮をされているという部分もあるようでございます。

使いづらいというようなところ駐車場も遠いところに求めないかんというような不都合もあるようですけれども、この辺については早急に整備しなければならないやつについてはそのへんも対応していく必要があるかなと思うわけでございます。

それから三加和小学校、中学校、うちのものという意識やっぱりどうしてもそのへんは当初は あるかなというふうに思います。

誰でも優先権といいますか、おるげんとという部分が出てくるわけでしょうけれどもこの辺も徐々にですね、先生方もひょっとするとあるかもしれない、この辺も徐々に解消されていくであろうというふうに思いますが、小学校、中学校が一緒になって入学式も出席させていただいたし、体育祭はちょっと行っておりませんが、この辺また今までと違った雰囲気を味あわさせていただきました。それから小学校と中学校が一緒のところになった関係で先生方の中学校と小学校の先生方の対話というかこの辺は急にはいかないとしましても、徐々にこの辺も対話が交わされ、より強固にですね、いくんじゃないかというふうに想像いたしますけれども、今の段階では昨日もおっしゃいましたように意識のズレが見られるということですので、先生方この辺は努力をして、また委員会としてもですね、御指導していただくということは大事なことじゃないかと思います。

それから、やっぱ小学校の先生が中学校でこの授業する、中学校の先生が小学校で授業する、この相互の乗り入れの授業というの、そこまで今あってるのか、あってないのか、あってるならば 今の状況どうなのかそのへんについてお伺いをちょっといたしたいと思います。

開校しまして6カ月全てが新しい試みで先生方も大変苦労も多いだろうし、また、試行錯誤の 連続だろうと思います。

子どもたちの将来のためにひとつ意欲的に取り組んでいただきたいなと思うところでございますけれども、給食の問題給食室これは全員生徒児童が一緒に会食することができない、というようなことでございますのでそのように聞いておりますので、週の何日かずつで対応されているのかなと思いますが、この辺も今の状況ではどうなのか、それから先ほど申し上げました先生方授業の相互乗り入れの実態この辺はどうなのか、この辺についてちょっとお伺いをいたします。

〇議長(杉本和彰君)

教育長 小出正泰君

〇教育長(小出正泰君) 先生方いろんな場面での相互乗り入れ、または指導の展開ということでこれまでにもしていただいております。

これは三加和小学校中学校という形でもなくこれまでの春富、神尾、緑その学校のうちでも中学校の先生が小学校の先生だという形で相互乗り入れ等で指導している場面、例えば1つは数学、算数それから音楽そういうような教科等でもこれまでもしていただいておりますし、先日も御紹介いたしました研究発表会ございますけれども、11月28日ございますけれどもこの中では6年生の数学この中に小学校の先生と同時に中学校の数学の先生入っていただくと、そういうふうに1つのてでありますし、また中学校の2年生の数学にもちろん中学校の数学の先生と同時に小学校の先生も入っていただく。そして、中学校で学ぶ場面と小学校の時に習ったこと、さらに深めていく確かな力につなげていくというようなそういうふうなことを行っておるところでございます。

以前に申し上げましたように、何もかも全てを一緒に相互乗り入れということはできない部分 もあろうかと思いますが、そういうことで先生同士もまずつながっていただきたい、そして子ど もたちもまた交流をする中でつながっていってもらいたい。

子ども達同士が特に昨年度あたりでも合同でのあいさつ運動だとか、こんなものも続けさせて いただいています。

そういうふうなことで先生と子ども達をつなぐそういうことで皆の先生で小学校中学校みんな の先生でまた小学校中学校の児童生徒みんなを育てていくとそういう体制で今現在進んでいると ころでございます。

〇議長(杉本和彰君)

学校教育課長 吉田 収君

〇学校教育課長(吉田 収君) 給食室の方が狭くて小学校中学校児童生徒全部入らないといったようなことで、実際小学1年から中学3年生まで全部がランチルームに入って食べるというようなことはちょっと難しゅうございますので、そして給食室と小学校の方が距離が遠くなっておりますものですから、小学生の方を優先するような格好で中学校の方が教室の方で昼食をとる

といったような形で、やりくりをしているといったような状況です。

小学生中学生全員が同じ部屋で食べられればいいんですけれども、やはり給食等を運ぶのに小学1年生とか2年生とか重とうございますので、そちらのほうはできるだけ優先してということで給食の時間を過ごしているといったような状況です。以上です。

〇議長(杉本和彰君)

8番 髙巢泰廣君

○8番(髙巢泰廣君) よくわかりました。

いろいろ先生方も苦労されながら頑張っておられるなというふうにお見受けしたわけでございます。

これからもしっかり頑張っていただきたいと思います。

それでは次にいかしてもらいます。町立学校設置条例につきましては、今どういう形のために これが必要かという事は先ほどの説明で理解することができました。

学校造るためには補助金申請上必要であって当然どこに造るかわからんようじゃ、当然これは 補助金の申請はできませんから当然のことだと思います。

しかし、今年の4月から施行するということでございますので、これは先ほどあったように三加和の小中学校が統合してここに開校になったから、施行ということそれはそれで当然だと思いますが、ここの中にこの位置が、菊水の場合は和水町原口1321番地となっております。

このへんは町長は今度既設の中央小学校に集約して統合するというような構想で今作業に入っておられますのでそれからするとこの条例の意味は果たしてどうなるのかなというふうに思いましたものですから、そのへんの取り扱いこの辺はピシャッと事前に整理を私はすべきじゃないかなと、そしてそれが終わった後で事は動き出すべきないかというふうに理解をしましたものですからお尋ねをしたところでございます。

先ほどの説明では今年度中に条例を改正して対応したいと、もちろん議会にかけていただいて そのへんの手続きを取った上での対処ということになりますけれどもこの辺につきましては理解 できましたのでこれで終わらせていただきます。

次に3番目ですが、学校統合に関する今後の施策と展開という事で先ほど町長からも今後の計画等については御説明があったところです。

また昨日におきましても、いろいろ何回となく説明があっておりますが、私なりに若干質問させていただきます。

町長は計画の方向性は昨日の質問の中でも定まっているんだと中央小を改修して小学校統合する進めていくというようなこと。

それから教育長は教育の基本理念は学校教育基本法それから学校教育法、学習指導要領に従って指導教育を成しているということ、そういったことで小中一貫教育は教育理念要領から逸脱することはできないこれは当然だと思います。

つまり一貫教育で併設型分離型に差はないとの昨日の答弁だったかと思います。

同じ質問でありますが、昨日とちょっとダブりますけれどもそのへんについて私なりのまだ理

解していない部分がございますものですから、お尋ねをさせていただきたいと思います。

学校統合につきましては平成19年5月30日に学校規模適正化審議会が立ち上げられまして、熊本県立大学の米沢学長が座長に収められ、そして19年の11月15日に教育委員会へ「答申がなされておる」というようなことです。

その中で答申の中身は複式学級をまず解消すると集団の中で育む教育ということであると、それから小学校の統廃合行うと学校規模の適正化を図っていくと、それから3つ目に小中一貫教育を導入するとこれは子どもたちの発達段階に応じた教育をやるんだというふうに理解をしております。そのような説明だったかと思います。

そういったことで今の小中連携教育それから小中一貫教育いろいろと出てきますけれども、この連携教育と一貫教育どこが違うのかなと思いますがこの辺を御説明をいただきたいと思います。 簡潔にお願いします。

〇議長(杉本和彰君)

教育長 小出正泰君

〇教育長(小出正泰君) 先ほど御質問いただきましたように、小中一貫教育ということと連携教育について、ごく簡単に御説明申し上げたいと思います。

小中一貫教育というのは教育目標だとか指導の方法、こういうものを小学校中学校9カ年の貫いた指導というふうな形で捉えていただければよろしいかと思います。

と同時に小中連携というのは小中学校の教育の主体を連携し合いながら共に携えるというようなことでいろんな諸活動を一緒にやっていくと、そういうところでございまして小学校と中学校がそれぞれの主体性を大切にしながら取り組んでいく教育活動だと考えております。

先日、小中一貫教育を推進すると導入するという3つの基本理念ございました。それを受けて教育委員会ではそのためには教育課程が必要であろうというようなことで学習指導要領の小学校中学校のこれまで別々にそれぞれ完結していたものを1つにつなげていこうというようなことで和水町独自の教育課程を連携して、それに基づいて9カ年で子ども達を育てていこうという体制で今しているところでございます。

〇議長(杉本和彰君)

8番 髙巢泰廣君

〇8番(高巢泰廣君) わかりました。

6月に文科省が小中一貫校制度化するとこれは6月の議会の折にもお尋ねをしまして時間が足りませんでしたけれども、そうしまして教育委員会今はこの小中一貫教育というのは特区でないとできないというようなことかと思います。

しかしこれを制度化して来年は法律を通すんだということで、着々と進んでいる、そうなるのは間違いないと私は思っておりますが、そうなれば教育委員会がいちいち認可をとっていろいろやることなく教育委員会の裁量でやれるということかなぁと、もちろんこのソフトの充実、町長も昨日おっしゃっておられましたけれども、この辺もたとえば英語教育に力を入れたいということであれば、そのへんもいろいろやれる分があるのかなあと大変そうなると結構なことじゃない

かなと私は思ったところでございます。

ただ、そういう方向法律が整備される中で同じ町内で三加和は今のところ小中連携一貫校という形になっていると、今回整備を計画されている菊水地区は小中連携一貫校だけれども、これは小学校が中学校が別々のところ分離型である、向こうは集約型といいますか、そういう形になっておる、とするならば私は今までの、全く同じ行き着くところは一緒だと思います。

しかしやり方、方法その環境が違うわけですからおのずとそれに合わせた形でないと、難しい 面が私はあるんじゃなかろうかと、思います。

もちろん教科の内容についてはですね、それはちゃんと学習指導要領に定めてありますのでそのへんに従って先生方も大変な御苦労いただいているということは十分承知をしますけれども、それ以外に学校教育の中でも例えば学校の中での生活なり学校外での生活なりやっぱり小学校中学校、子どもと生徒のつながりとか、小学校中学校の先生と先生のつながりとか、中学校と小学校の学校と学校のつながりとか、そういったところが片一方はおんなじ敷地内にあるから非常にスムーズにコミュニケーションも取れていくんじゃないかなと子どもたちも非常に先輩後輩の関係もうまくいって先輩は後輩たちをよく面倒見ができるというようなことも良い面がいっぱいあるんじゃなかろうかと思うわけです。

そうなりますと今度は逆に菊水はどうかとなりますと、そのへんが離れてる関係でなかなかできないということ、ここは大きな差が出てくるんじゃなかろうかと私は思いますけれども、そういったことをもろもろ考えますと、やはり同じ、方針は確かに小中一貫連携でいきますから当分いきますからそれでいいでしょう、しかし将来法制化されたならば将来的にはですね私は流れは小中一貫で流れていくと思うんですよ、そうなった時に菊水だけが連携分離型で果たしていいのかなという疑問を持つわけでございます。

ですからこのへんもこの前ちょっとお尋ねして改めて今日お聞きしているわけですけれども、そのへんの心配をしてるというようなことでございます。

だからこの辺まずどうなのかちょっとそのへん聞かせていただきたいと思いますが。

〇議長(杉本和彰君)

教育長 小出正泰君

〇教育長(小出正泰君) 御心配のとおりでございましたけれどもこれまでの教育に関することにおきましていろんな手法がとられてきたところでございます。

個別指導をさらに深めるとか今回の場合は特に小学校中学校9カ年の中で子どもたちを育てるというようなことで小中一貫教育進めていくというようないろんな話がございましたけれども、新聞等でも御存じのとおり、本年の7月3日に政府の教育再生実行会議の中で小中一貫教育の方向が示されたことでございます。そういう中で和水町におきましては現在どういう視点でしているかというとこういうことで小中をお願いしているところでございます。

未来を切り開く力を身につけた児童生徒を育成ということで、暮らし学びコミュニケーション 能力こういうものを小中連携の強化して、そして小中一貫をしましょうと、どういうことかと申 し上げますと学校教育は学校教育という視点ではなくて、それを支える学力をつける。 またはいろんな心を育てるものを必ず学校ばかりではなくて暮らしの中ですなわち学習するための基礎的な条件として家庭の教育これをやはりしっかりお願いしなければならないんではないかということで3つの視点で先ほど申し上げましたように家庭教育、社会教育、学校教育が強化して3つの和で子どもたちを育てようとそういう視点をこれは三加和区域、菊水区域両方の区域の先生方にお願いして進めているということでございます。

〇議長(杉本和彰君)

88番 髙巢泰庸君

○8番(高巢泰廣君) これは和水町の子育て夢の架け橋行動計画と教育指針の中でちゃんと 謳ってございますので、今教育長がおっしゃったのは学校、家庭、地域、これが教育この3つが リンクされて一体でやっていくんだと、まさにそのとおりだと思います、

この中にも小中一貫教育の推進、小中一貫の学び舎の建設ということでちゃんと明記してございます。

そのへんがありますとやはりこの辺もそぐわないかなと私は思うところでございます。

ちゃんとこの行動指針の中にもきちっと謳い込んであるし、これに向かって進んでおられます けれども若干ニュアンスが違う部分があるものですから、そのへんについてお尋ねでございます。 小中一貫のメリット、デメリットですね。

メリット、デメリットこのへんを簡潔に教えてください。

〇議長(杉本和彰君)

教育長 小出正泰君

○教育長(小出正泰君) 小中一貫教育のデメリットということでございますけれども小中一 貫教育につきましては、先ほども申して、前輪教育という視点から立ちまして特にその中の基礎、 生涯学習社会の中での基礎を育むということで、いろんな目で立場で指導していくということで 子どもたちにでき入れないそのための1つが1番端的なものが中一ギャップこういうものを、少 しでも段差を少なくして子どもたちに思いっきり学習に取り組んでいただけたらと思っていると ころでございます。

それから小中一貫教育になりますと本校は、失礼しました三加和小中学校の中で当初の段階ではやはり教室あたりの使い方、それから先生たちの時間の確保こういうものがやはりどうしても必要になろうかと思います。

他にもいくつかございますけれども端的にそういうことで御理解していただけたらと思います。

〇議長(杉本和彰君)

8番 髙巢泰庸君

○8番(高巢泰廣君) まだいろいろちょっとお聞きしたいことがございますが、時間もございませんのでこの辺については打ち切らせていただいて次にまいりたいと思います。

先ほど町長が、3番に進めさせていただきますが今後の施設の施策と展開の方策についてということで町長は今回の議会の中で補正予算を上程、提案されております。

これは8月の臨時議会におきまして予算要求額が1,417万2,000円ということでございましたが、

この辺は今回中身を先ほど御説明がありましたように修正をされてご検討いただいてまた新たな 金額で今回提出されているということでございます。

前回からしますと約459万ほど減額になっていると特に委託料につきましては1,317万6,000円だったのが今回は958万1,000円ということで360万ほど引き下がっているということでございます。

この360万下げられたこの辺はどうなって、こう金額が下がったのかこの辺について1点お伺いをいたします。

それからこの委託の業務の中に校舎改築等に関わる概算事業費の算定がメインというようなことで中学校それから中央小学校それぞれどういったことがあるかということで、ずっと並んでおりますがやはり今度今委員会が開かれているその中で議論するためにもこれは必要だと町長はおっしゃっておられますので、そのへんはなるほどと私も委員の皆さんもそのようにおっしゃっているということを私も直接お聞きもいたしました。

なるほどそうかなぁと理解したところですが、やはり比較をするならば今回新しく整備をする 地区全体のすべての経費、例えばこの中にはこれはもちろん私は土地あたりも求めないと私はあ そこの場は狭いんじゃないかというふうに考えます。

それから取り付け道路も町道辺りの取り付け道路も整備しないことにはまずスクールバスがどこから入るのかこれも非常に厳しいんじゃないかとそのへんの周辺整備も相当の資金がいるんじゃなかろうかというふうに思うわけです。

ですからそういったありとあらゆる経費は全て上げてそしてこれだけの費用が入るんだと御呈示ならないと後でここが抜けとったからこれを補正だというような形じゃなかなか判断しにくいんだと思います。

だから洗いざらいすべての経費を上げてそしてこれだけかかるんだとじゃあ番城と比べたらこう違うんですよと町民にピシャッと説明ができるような資料を示していただかないとなかなか理解をしてくれと言っても理解はできないんじゃなかろうかと思います。

そうすることによって明確な、どういう状況だとそれからまた期限は大体80年というような使うんだということであれば、今から約40年から45年くらいこれからもたにゃんいかんわけですからそのためにはどの辺の部分までこの改築をやらにゃいかんかと徹底してやらないと私はその現場を見らしていただきましたけれどもこれで大丈夫かなと、正直そういう気持ちになっておりますのでやっぱりそのへんも、やっぱり徹底したその事前の調査をやってからでないと、やはり鉄筋がどの程度さびてるのかやはり30年ばかり前にできた校舎でございますので、セメントの強度も私は低かったろうと思いますし、それからその当時は私の記憶ではほとんどは海砂じゃなかったかというふうに理解をしております。

日本全国が建設ラッシュですのでこれはもう砂が足りんだったということもあるんじゃなかろうかとそれからセメントの質も当時は低かったんじゃなかろうかと、強度辺りがですね、やっぱりそういうことを考えると果たしてもてるからという不安があるわけでございます。

ですからそのへんも徹底的に調査、実際に見に行きますとやはり鉄筋コンクリートの中に入っ

ている鉄筋が爆裂しましてこのはじけだして、モルタルが何箇所も軒下に落ちているというような現象を見ておりますので、これを見たら皆さん誰もがこれはやっぱり中も全部鉄筋は腐っとっとじゃなかろうか、さびついとっとじゃなかろうか、というふうにしか私は見えんとと思いますやっぱり場所はどこだって一緒だろうと思います。

とするならば果たしてなら今から40年もてるかいというような誰しもが心配になると思います。ですからこの辺も含めて徹底的に調査をやって、そしてこの辺を策定すると業務策定を委託するというようなことが私は必要じゃないかと思うわけでございます。でないとなかなか間違いなくやるんだ昨日も南関町はこうだったとおっしゃいましたので、それはそれなりに理解する所もございますけれども、やはり数字を持ってあからさまにこの出てこないことには、なかなか皆さん理解は難しいと思いますから私はそのへんを今回約360万ほど減額してありますけれどもこれで大丈夫かなあと調査費はこれで大丈夫かなと極端な話この金額に合わせた形でやってもらうようなことになっとじゃなかろうかと、懐疑心も出てくるわけでございます。

ですからこれは金は掛かってもですね、ここはピシャッとやってもらわないとやはりなかなか 了解をくれと言われても町民のみなさんはなかなかオッケーとはなかなか言いづらい面があるん じゃなかろうかと思いますが町長いかがでしょうか。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) お答えを申し上げます。

まず金額が約400万近く下がりました理由これは、大きく三つございます。

一つは、基本計画策定委員会を設置しないということになりましたのでそれともう一つは前回 の業者委託の中にはこの基本計画策定委員会の指導ですね、何回か確か4回ぐらい入ってたと思 うんですが、この分の指導に対する業者の人件費が含まれておりました。

それから御案内のように5つ位のパターンに分けて、概算を取ろうといたしましたものですからそのへんのパターン化の部分が、昨日まで申し上げましたけれどもメインは中央小学校の改装リニューアルである、中学校も含んでですね、後の主たる費用はおっしゃいました土地の取得であったり必要であればですね、それからプレハブといいますか仮校舎設置の費用でございました。それから仮校舎はですね議員御案内のように面積の問題でございますので、そのへんは業者のパンフレット等もあるだろうということで、メインを1つやってそこのところは申し訳ありません。仮校舎なんかは概算というようなことで出さしていただこうとですからできるだけ削いだということでございます。少なくなった理由は大きく三つでございます。

はい。それから比較、基本計画との比較これは議員のおっしゃる通りです。

それをお示ししないといけないと思います。

ただですね、番城校舎についても合併浄化槽とかどうも私解せないのは住民投票の時の合併特集号に、住民投票特集号に事業内容にプールが入ってないんですよね。

そのへんのところもよく確認いたしまして、そのへんのところもやるとすれば、こうだよ、というところも申し訳ありません、入れさせていただいた方がより正確かと思いますのでお願い申

し上げたいと。これはまた相談しながら作成します。はい、そのへんはお約束いたします。

〇議長(杉本和彰君)

8番 髙巢泰廣君

〇8番(高巢泰廣君) とにかくあらゆる経費を全て洗い出してちょっと私今言い忘れとった ら町長の方から仮設校舎の話も出てきました。

そういったものも含めて洗いざらい出してどうだと番城でなら建てるならいくらだとこっちならいくらだということ、それからそれ以外にひょっとするとまだ校舎的には私は南小学校とかですね西小学校の方が内容はいいと思います内容は。いちばん内容が悪いのは中央小学校と東小学校かというふうに見ております。

そのへんも含めまして、いろいろ考えると、ただいろいろそれを一長一短があるわけでございますので、町長が今回提案しておられる部分、ここありきじゃ私はいかんと思いますのでそのへんも十分考慮していただいて対応していただくということが一番じゃないかと思いますので、この辺については特にお願いをしとかんといかんと思います。

それからだいたいいつ頃までこれは完了させて委員会あたりに提出、議会にも報告される、または委員会あたりに呈示されるのかそのへんがいつになるかちょっとお聞かせいただきたい。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) かいつまんで申し上げます。

さっき申し上げ忘れてたセメントの爆裂とか、鉄筋の錆この辺については業者あるいは南関に 言わせればですね雨漏りがして一部分錆びる、あるいはコンクリートが落ちて空気に触れて酸化 して一部分触れると、というような部分もございます、で南関の例をとりますと錆びている部分 は取り替えるというような形で、その件はぬかりなくといいますか含んだところでいわゆる長寿 命化というようなことで概算出させていただきたいと思います。

もう一つなんでしたっけ、最後におっしゃった、時期ですね。

基本的には、できるだけ年内に呈示させていただくよう努力したいと思います。

ただ年初になるかもわかりませんが、そのへんをめどに12月の大晦日を挟んで前後ということ にさせていただければと思います。

そのかわりでき次第早急に提出するということは約束いたします。

○議長(**杉本和彰君**) 残り時間が少なくなりましたので簡潔に質問、答弁をお願いします。

8番 髙巢泰廣君

〇8番(高巢泰廣君) はいわかりました。

とにかく中央小学校の実情からしますと、私は相当私の勘でございますが私は金がいるんじゃ なかろうかと思います。

相当金がいるんじゃなかろうかと、町長が最初おっしゃったようなですね金額で収まる、前おっしゃってたような状況ではですね、とてもじゃないが私は収まらん私は思っております。

また今後今の状況からしてですね、今から耐震改修することによって、延命化は図られるでし

ようけれども、果たして40年大丈夫かなぁと屋根あたりも非常に傷んでおりますし今言ったように屋根の3階に上がってみますとやはり雨漏りの後がずっと見られます。というのはやっぱり染み込んでこれは鉄筋も相当今おっしゃったように傷んでるか見ていいかと思います。それから壁あたりもやっぱりクラックが走ってそこから雨水が入ってきているというような状況ですからやはりここはかなりお金がかかるというふうに思いますので、徹底してやらないと私はどうかなあと新しく自宅を考えても一緒でしょう、やっぱり30年ぐらいするとやっぱり一般の住宅だってやっぱりあちこち傷みが出てくる、ここちょっと修理すればここも、ここもということで、あー、最終的にはこれは建て直したが良かったばいというようなことがございますので、これはもう学校というか建物が大きくなるだけの話ですので、全くそれと同じような現象に起きはしないかというところが危惧されますので、私が一番心配しているのはそこでございます。

そうするとまた40年後には金をかけないかんと、今だったら合併特例債もあるじゃないですか。 こういったやつを今有効に使うチャンスが与えられてるわけですから、そのチャンスをものにす るということがいちばん大事じゃないかと思います。

やはりこれは学校の問題は主役は子どもたちでございます。子どもたちのことを考えて将来日本を担う子どもたちやはり何も資源のない日本が今後世界で生きていくためには教育を施してそして世界と対等にやっていかないことには私は他に何も資源がないわけですから、これだけにかかっていると、とするならばですねやはり教育を盛んにして徹底して教育をして優秀な日本人をつくり上げてどんどん海外に出て行かせる地元もやらせるというような形でやらないといかんと思います。私はまずそういうふうに思いをいつもしておりますので、だからここは子どもたちのために我々親はですね、我々大人はいろいろせないかんところもあるでしょうけれども、今回はそこは辛抱して子どもたちのために新しい校舎を建ててやるということも一つの方法じゃないか、将来のこれもやっぱり先行投資です。

やっぱりこれは将来先行投資ですから、そういったことも視野に入れてですね、町長御決断の 時は御決断いただきたいというふうに思います。

もっといろいろありますけれども以上で終わらして今回はいただきます。どうもありがとうございました。

〇議長(杉本和彰君) 答弁よろしいですか。

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) 御質問ありがとございました。

ただ髙巢議員のおっしゃるのはよくわかります。

ただ再三再四申し上げておりますけれども、近隣それから視察に行かれたような市や町から比べるとなかなか、遅れてる。

高巢議員にもう1個御質問をいただいておりましたように農業等々の問題もある。やっぱり生活基盤というのも大事にしていかないかんかなぁと欲張りですけれども両方やらしていただきたいという思いが強うございます。

まぁそのへんは基本計画が出来上がった段階で、また御説明の中に盛り込ませていただきたい

というふうに考えます。

よろしくお願いいたします。

有り難うございました。

○議長(杉本和彰君) 以上で高巢議員の質問を終わります。しばらく休憩します。

休憩 午後2時31分 再開 午後2時42分

○議長(杉本和彰君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に松村議員の発言を許します。

6番 松村慶次君

○6番(松村慶次君) 皆さま改めましてこんにちは。

6番議員松村でございます。本当に9月議会の一般質問者が多くて、私で10番目となりました。 あと1人おられますので、また最後までよろしくお願いいたします。

本当に皆さんお疲れのことと思いますが、最後まで執行部の皆さま方には答弁の程よろしくお 願いいたします。

まず、和水町においては台風や大きな災害もなく平穏な日々を送っておりますが、8月20日の 広島での土砂災害を始めに最近の異常気象により多くの倒壊や地方においては大災害が発生して おります。

和水町も危険箇所が多くあることですので、今一度点検をして防災につなげる必要があるかと 思います。

本当に広島で、土砂災害で亡くなられた方、行方不明の方、また多くの地域で災害にあわれた 方々に衷心よりご冥福とお見舞いを申し上げます。質問は重複することがあるかと思いますが、 よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

8月18日の臨時議会により学校統合事業で基本計画策定業務委託事業に対して、否決されましたが、今後の対応について伺います。

次からの質問は質問席で行います。

よろしくお願いいたします。

〇議長(杉本和彰君) 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長(福原秀治君) 松村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

8月18日の臨時議会により学校統廃合事業で基本計画策定業務委託事業に対して否決されたが 今後の対応について伺うという御質問をいただいております。

お答えを申し上げます。

御指摘のように8月の臨時議会におきましては、菊水区域4小学校の統合に向けての改修や菊

水中学校の改修にあたりますところの概算事業費を算出するための業務委託料と基本計画策定にあたって、協議していただくために委員会を設置し、その会議等の費用の補正予算をお願いいたしたところでございました。さまざまな御意見を頂戴いたし、結果的には表れた現象としては否決ということでございましたけれども、再三申し上げておりますように、私としては否決ととらまえてはおりません。

むしろ、御助言、アドバイス、御意見をいただいたということでございます。

やはり、統廃合事業を進める上でどうしても既存学校施設の改修と整備計画を策定し概算事業 費等を算出する必要がございます。

従いまして、8月臨時議会での議員様方の御意見等々を踏まえまして、修正を加えて今回再提 出をさせていただいたところでございます。

願わくばこの補正予算、是非とも御承認をいただきその後のスムーズな事業展開を、事業の前段、事業の前段の展開を図ってまいりたく存じるところでございます。

どうか、よろしくお願いを申し上げます。

残りは自席で。

〇議長(杉本和彰君)

教育長 小出正泰君

〇教育長(小出正泰君) 今後の対応といたしまして、スケジュールでは、今考えているところでございますけれども、補正予算の承認をいただきましたならば、学校施設改修等の整備計画の策定業務を委託し、そして計画書を策定していきたいと思っております。

現在設置しています、学校統合推進委員会におきまして、統合の在り方等の検討、そして報告をいただいてその結果を保護者、住民へ整備計画の内容や改修の概算費用等の説明をしていきたいと思っております。

そして、議会に対しては当然随時その状況等を議員さんはじめ御説明申し上げながら、御意見 を伺いながら、取り組んでまいりたいと思っております。

〇議長(杉本和彰君)

6番 松村慶次君

〇6番(松村慶次君) 答弁ありがとうございました。

学校建設に対しての意見ですけど、町長は選挙で菊水地域の学校統合建設において校舎を新築するより既存の中央小学校、中学校耐震改修リニューアルして菊水地域の学校統合を進めると選挙で公約されて、本年3月の、町長選挙で勝たれました。

公約どおり中央小学校を耐震改修リニューアルにより、学校建設を進めるべきと私は思います。 町民の皆さまも見守られていると思いますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

しかし、8月臨時議会において、否決されました。

9月議会において見直しされての、再度学校施設改修等を整備計画の策定業務委託費用を予算 提出されています。

この、予算を可決しない限り保護者、住民の皆さまへの説明のしようがないと考えられます。

大方、否決された理由が現在の中央小学校は、昭和56年57年に建築されて耐震度も低い、また 雨漏れ、鉄骨など腐食している、危ないという理由であったかと思いますが、今の日本の建築技 術において改修すれば十分に耐震度、耐用年数においても長寿命化が図れると業者からも聞いて おります。

そういう観点から専門業者に依頼し、現在校舎の概算事業費を呈示していただくのが妥当だと 思います。

例をあげて紹介しますと、総務文教常任委員会所管事務調査でも報告をいたしましたが、南阿蘇村、南阿蘇村立南阿蘇西小学校の事例ですが、ここでは既存校舎を活用された合同の小学校を されております。

そのため、旧長陽小学校の校舎、建築が昭和48年、51年に建築された校舎を改築されていました。

改修内容は、大規模な改修で柱と梁を残した後はほとんど新築同様な改修でありました。

また、今後のことも想定して土間も改修し、バリアフリー化されてもいました。

できるだけ保護者の要望、意見を取り入れられ増築部分も多かったことで単価1平方メートル あたり、20万円かかり対応年数も30年から50年と説明を受けました。

全体での工事費が、7億4,400万円で国庫補助金1億4,000万円、それから過疎債を5億5,000万円、町負担金5,000万円と耐震改修された学校でもありました。

このような改修工事費は、施工の仕方で削減できるとのことも聞きました。

現場でも視察しましたが、本当に新築同様な校舎になっておりました。

また、10日の全協で紹介されました、南関第3小学校も校舎改修が現在施工されているとのことで校舎も昭和55年に建築されて、耐震IS値が0.53の校舎を耐震改修されているとのことでした。

南関では、もう一つ南関第1小学校も耐震改修されているとの事例もあり、私は耐震改修すれば安心安全な校舎になると確信しております。

本当に菊水地域の保護者の皆さまにこれ以上迷惑かけずに一日でも早い小学校の統合を望みたいと私は思っていますが、町長の答弁をお願いします。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) 御質問ありがとうございます。

本来であれば、南阿蘇村の西小学校ですか、私自身が視察と言いますか、見に行かなくちゃいけないところでございましたけれども、総務文教委員会の議員さん方視察を行っていただきましてありがとうございました。

すべてが年数、それから等々によりまして、築余年数によりまして、同等とは考えておりません。

また、お約束しておりますのが、長寿命化ということでございますので、工事を意図的に恣意 的に安くあげようあげる、計画をあげようとも思っておりません。 子どもたちの安全、これを第一に考えまして、それに耐えうる校舎に生まれ変わらせるという ことが第一でございます。

そこのところは肝に銘じて進めてまいりたいというふうに思うところでございます。

松村議員のお言葉のように、これは、私の推測でございますけれども、私が拝見しました、南 関等々の事例を見ても、大丈夫ではないかと推測はいたしますけれども、あくまで推測でござい ます。やっぱり専門家の目を通していただいて、この状態だったらいくらかかるばいというよう なことで概算、概算ですけれども出していただく、それから先ほど高巢議員にお約束しましたよ うに、附帯の費用、これらも必要な部分は取り込みまして御呈示を申し上げて御判断を仰ぎたい と、そういうふうに思っております。

私としても、皆さまの御承認をいただけるのであれば申し上げましたように生活基盤の事業 等々にも早く着手をいたしたいもんですから、早急に予定どおとお、予定じゃないですね、私の 思い通りに進まさせていただければありがたいと思っておるところでございます。

〇議長(杉本和彰君)

6番 松村慶次君

○6番(松村慶次君) 当初のとおり既存の校舎を利用した学校統合ていうことで、私は受けましたけど、どうぞそのような方向で町民の皆さんも当然選挙に町長が勝たれたんですから、そういうことは当然あるとは思いますけれども、本当に専門の方に診断していただいた上での結果と思います。

そのためにも、今回の診断ていうか、申し訳ございません。

申し訳ございませんでした。

策定業務委託費をその予算の方を、概算費用を呈示していただくのが一番ではないかと思います。

昨日の生山議員からの一般質問の中にこのように少子化している中で、中学校の統合も考えていかなくてはならないかと思います。

三加和、今では、もう合併して9年も迎えられますが菊水三加和地域が親近感が薄い状態と私は見受けております。

そこで、中学校を統合して将来和水町を担う子どもが、子どもから一つの中学校で学び一緒に 学びながら親近感をもってもらい、もってもらって、この少子化に対する歯止め役ともなってい ただきたいと思います。

そういうことを踏まえて、どうしても中学校の統合は将来考えなくてはならないと思いますの で、どうか町長の考えを伺います。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) お答えいたします。

人口の推移が今のままで進みました場合は、そのへんは視野に入れていかなくてはいけないと いうふうに思います。 その理由は小学校につきましても、複式学級が必ずしも悪いかいと言われればそういうことで もないと思います。

現に、玉名高校の附属中学校におきましてもですね。の試験におきましてもむしろ複式の学級の方から学校の方から合格者を出しているというような状況でもございまして、それによって必ずしも学力差が生じるというふうには考えませんけれども、確実に言えるのは学校力の差はでてくるねというふうに考えるところでございます。

クラブ活動の御心配が出ておりますけれども、一緒になってですね中学校が一緒になってやる ことができればそのへんの力というのは、当然生み出されてくる。

それからおそらく学校力が高まることによって、いろいろ例えばスポーツ競技なんかでも朗報がもたらされることによって町民が活気づくおそらくそういう二次的な作用もあろうかと思います。

それからその中学校の統合ができますならば、もう一つ意義があると思うんです。

議員がおっしゃいましたように今は正直申しまして、菊水地区から三加和地区地理的な要件も ございまして、なかなかその融合、融和と、いうのが思ったようには進んでいないかなというよ うな感触を受けております。

その融和融合を図るためには条件が、条件といますか妙策が二つあると思います。

一つは三加和菊水のアクセス道路をびゃんと10分くらいで着くようなアクセス道路の整備が一つ。

それから、もう一つは中学校に限らなくてもいい小学校でもいいんですけれども、三加和の方と
素水のほうの学校を統合して、そして生徒が一緒になって仲良くなる。

それから保護者が一緒になって仲良くなる。

それから周りの人たちが一緒になって仲良くなる。

この辺も真の融和融合に向けた一つの要素にはなろうかと思います。

それらを考え合わせますと人口の、特に、小さい子どもさんあるいは生まれてくる子どもさんの減少に歯止めをかけることが第一義でございますけれども、それがなかなか叶わないということであれば三加和中学校も建てたままの状況にありますので中学校の統合というのも視野に入れていく必要があるというふうに考えております。

〇議長(杉本和彰君) ほかに質問ありませんか。

6番 松村慶次君

〇6番(松村慶次君) 町長も将来はやっぱり和水町は一つだから中学生で一緒になって、というような感じも見受けられましたのでどうぞよろしくお願いいたします。

それで一応学校施設は教育の場としてだけでなく生活をうむ教育環境として捉え、または学習 意欲を引き出したり、自発的な学習を促進したり児童生徒の発達段階に応じた心身の豊かな成長 を促すような学校施設が大切であると思いますのでこれからもこのような目標に向かって学校建 設に邁進していただければと思います。よろしくお願いします。 それでは学校建設の2項目目に入ります。2項目目の町民の健康管理についてということで1番目に毎年実地されているセット検診の内容および検診率について伺います。

2番目に和水町における介護認定者の状況について伺います。

よろしくお願いいたします。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) 松村議員にお答えを申し上げます。

議員からは町民の健康管理についてということで2つの視点から御質問をいただいたところで ございますけれども、私からは大きい枠での町民の健康管理という視点から述べさせていただき まして詳細についてはそれぞれ担当課長から答弁をさせていただきます。

町民一人一人が毎日健康で生き生きと暮らせる事は何事にも変えがたい素晴らしいことでございます。

また最近は健康寿命という新しい言葉も出てきておりますとおり、最後まで元気でお過ごしい ただくということは本町にとりましても非常に大切なことでございます。

現在我が国は世界有数の1番の長寿国となっていますけれども、その一方では生活習慣病の増加に伴って壮年期死亡、いわゆる働き盛りの若い世代の死亡や認知症、寝たきりなどの要介護者の増加が大きな社会問題となり、社会負担となっております。

本町においても平均寿命は全国同様に高くさらに全国平均よりはるかに早く少子高齢社会に突 入をいたしております。

町民の願いである健康で心豊かな生活を保障するためには従来にも増して壮年期死亡の減少、 認知症や寝たきりにならないで生活できる期間、いわゆる健康寿命ですね、を引き延ばすことが 要因になっていると思います。

この壮年期死亡や健康寿命を阻害する主要な原因は全国と同様に脳卒中、心臓病、がん、糖尿病などのいわゆる生活習慣病ということが上位を占めております。

そこで我が町では健康福祉課保険予防係を中心に税務住民課等々と他の関係部との連絡を取りながら連携を図りながら町の健康課題を分析し、健康和水21計画、現在二次計画ですけれども和水町特定健診特定保健指導計画等を策定いたしまして予防効果が高く効率的な事業展開を実施をいたしております。

これには脳血管疾患、心疾患、腎臓ですね腎疾患等の発症と重症化予防も入っております。 また健康づくりにおきましては個人の健康管理に基づきまして一人一人が主体的に取り組む課題 ではございますけれども、こうした個人の行動を社会全体として支援していくことが重要とも考 えております。

個人への支援を効果的に進めますためには健康づくりに関係する各実施主体が自らの役割を十分に認識いたしましてその特性を活かした支援を行うとともに関係機関団体が相互に連絡を取り 一体となって推進する必要があるのではないかなと思っております。 これからも健康づくり推進協議会を健康和水21計画の推進母体として計画に基づいた方向性及び目的を共有いたしまして健康づくりに取り組んでまいりますので、松村議員始め議員各位におかれましては計画の推進に御支援御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお議員質問の検診率と詳細な数字等々につきましては担当課長から答弁をさせていただきます。

〇議長(杉本和彰君)

健康福祉課長 堤 一徳君

〇健康福祉課長(堤 一徳君) それでは松村議員の第1番目のセット検診の内容および検診率についてお答えをいたします。

まず町で行っております検診は中央公民館、三加和公民館におきまして総合保健センターに委 託した集団検診というものを行っております。

それの中身がセット検診選択検診という部分でございます。

その他に個別的に行います町立病院検診それとかかりつけ医等で医院等で行います医療機関検 診を採用しております。

セット検診とは選択検診の違いは病院等にかかっているとか手術で一部を摘出する等によりまして受けることができない部分を受けなくても良いようにする部分が選択検診となります。

まずセット検診の検診内容ですが、特定健診これは保健所が行う検診でございます。

あとがん検診代別できます。

特定健診は集団も個別も受けることができます。

がん検診については集団検診とあと肺がんのみが町立病院で受けることができます。

また特定検診の検査項目ですが、まず医師の診察それに身長体重、腹囲の測定、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図、眼底検査等です。

この検査を行うことによりまして、先ほど町長が申し上げられましたように生活習慣病、動脈 硬化、心臓病、脳卒中などに陥る機能をチェックすることができます。

それをすることにより予防を図ることができるとなります。

また厚生労働省の標準検診のプログラムに加えまして、当町では検査項目を増やかしております。

腎機能の検査それに心電図眼底検査等は厚生労働省の検診標準プログラムにプラスしている部分でございます。

それから健康増進法による検診の指針では本来40歳以上の検診となっておりますけれども19歳から39歳以下の方にも検診の機会を設けております。

がん検診の方は簡単に言いますと胃これはバリウム造影法によるよるものです。

それから大腸がん検診これは検便による、便潜血2日法によります。

あと肺、大腸、子宮頸部、乳がんの検診があります。

法より対象年齢を引き下げて行っております。

また法律外で法律外でといますか増進法以外で死亡率減少効果の関連性がある超音波検診と前

立腺がん検診を行っております。

それから受診率についででございますけれども、特定健診の受診率は25年度速報値で60.7%ということで国の目標であります60%は達成する見込みでございます。

また、がん検診では毎年数名の方のがんを発見し早期発見により医療費の削減にも貢献しているものと思っております。

続きまして、2番目の介護認定の現況についてお答えいたします。

これは、県に毎月提出しております最新の介護保険事業状況報告書、これは平成26年6月分で現況報告いたします。

和水町の65歳以上の第1号被保険者数が3,997名です。

要介護要支援の認定者数これは第1号被保険者ですが834名です。

認定率が20.9%となっております。

40歳以上の第2号被保険者14名を含めますと、認定者総数は848名となり、認定率は21.2%となります。

第1号被保険者の要介護要支援程度の内訳は要支援1が66名、要支援2が122名、要介護1が159名、要介護2が183名、要介護3が132名、要介護4が101名、要介護5が71名となっております。

昨年25年の6月分の介護事業保険報告書と見比べてみますと、第1号被保険者が昨年は4,022 名、要介護要支援認定者数が839名でした。

認定率が20.9%となっております。

昨年度との比較において第1号被保険者数が25名減少し、認定者総数は5名増加しております。 その内訳が要支援1の認定者が21名増加していますが、逆に要介護4の認定者が11名、要介護 5の認定者が23名減少している状況です。

以上のことから重度者が減少傾向にある一方軽度認定者が増加傾向にありますので、今後はさらに介護予防目的に高齢者が自分の足で歩いて行ける各地区の公民館で行っております65歳以上なら誰でも参加できる介護予防体操、一般にいいますお茶の間筋トレの充実が必要と考えております。

また、さらに介護予防の強化が求められる二次予防事業対象者、これは日常生活チェックリストと言いまして、検診のときにお年寄りの方達にですね調査票をお配りしまして、それを回答もらっておりますが、アンケートをもらっておりますが、その中で介護予防対象者を決めまして介護予防事業本年度は和水町福祉センター旧あばかん家で健康福祉課職員、健康運動指導士、看護師、保健師の指導のもと実施中でございます。

加えて要介護認定を必要としない町高齢者福祉サービス、いきがいデイサービス、仲良し会、 ヘルパー派遣事業、配送サービス等の充実も合わせて支援の重層化を図っていきたいと考えてお ります。以上です。

〇議長(杉本和彰君)

税務住民課長 石原民也君

○税務住民課長(石原民也君) 松村議員の御質問毎年実施されているセット検診の内容及び 検診率ということでですが、ただいま健康福祉課長からセット検診内容については説明がござい ましたが、私からは国保被保険者を対象にしました特定健診の内容に、それから受診率について お答えいたします。

内臓脂肪肥満その他の要因による高血圧、糖尿病等の生活習慣病発症重症病化予防に向けて保健指導が必要なものを的確に抽出するための検査を実施しており国民健康保険加入者で40歳から74歳の方を対象にしております。

実施期間は集団検診が5月から6月にかけ熊本市の総合保健センターから来られ町中央公民館、 三加和公民館で検診が可能です。

また、町立病院でも検診を受けることができます。

7月から8月にかけては個別検診診査が和水町と委託契約をしております医療機関、玉名鹿本郡市医師会を中心に登録しておられます79箇所で受けることもできます。

特定健診の実施は、国の定める特定健康診査と基本方針に基づく計画で平成20年度から5年区切りで策定され現在第2期平成25年度から平成29年度で実施中でございます。

平成25年度の国の目標受診率は60%で和水町では平成25年度の速報値で60.7%、対象者が2,399人に対し受診者数は1,457人となっております。

目標を達成しております。

速報値となっておりますのは医療機関の受診の取りまとめが9月末にならなければ数字が出ないということで遅れております。

平成26年度の特定健診の申し込み状況は対象者が2,556人に対し、申し込み2,025人、申し込み率79.2パーセントでございます。ちなみに平成25年度の申し込み率は69%でございました。

なお過去5年間の特定健診の受診率はと申しますと、質問の内容は検診率ということになって おりますけど検診率受診率同じということで県への報告が受診率で報告しておりますので受診率 で報告させていただきます。

平成20年度は受診率53%県内8位、21年度は56.3%県内7位、22年度は54.1%県内7位、23年度は57.4%県内5位、24年度は県内5位、24年度のちなみに対象者数は2,433人に対し、受診者数は1,462人ということになっております。

国保医療保険者は、対象者数が徐々に減っておりますが受診率は年々上昇しております。

これは地域の区長様や健康推進委員の皆様のお力添えによるものと考えております。

特に健康推進委員の皆様には毎年2月に町内の全区を対象に集団検診や選択検診の申込書の配布や回収をお願いしておりその成果で受診率が年々上昇しておるものと思われます。

以上でございます。

〇議長(杉本和彰君)

6番 松村慶次君

〇6番(松村慶次君) 今報告受けましたけれども、セット検診の受診率とか特定検診の受診 率、本当に和水町は高い受診率になって、ここではなっているかと思います。 それで、この他にもう一つ社会保険、これも一緒の統計だったのか伺います。

〇議長(杉本和彰君)

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長(堤 一徳君) セット検診の部分につきましては一部分、セット検診ばかり じゃありませんけれども選択検診でも一緒ですけれども一部分社会保険の方から、券をもってこ られると一緒に特定検診は受けていただくと、あと、がん検診については負担をしていただけれ ば一緒に町内の方であれば受けていただくということになっとりますけれども、その受診率とい うのはちょっとこちらの方では把握はしとりません。

〇議長(杉本和彰君)

税務住民課長 石原民也君

〇税務住民課長(石原民也君) 私の申しました受診率については、あくまで国保被保険者を対象にしたものですので、社会保険の方は入っておりません。

〇議長(杉本和彰君)

6番 松村慶次君

〇6番(松村慶次君) 国保は、ほとんどの方が国保でいらっしゃいますけれども、和水町に も事業者さんで社会保険を使っておられるところがあると思います。

そこには町からの連絡とか、この検診を受けてくださいとかいう、それはされているのか、伺います。よろしくお願いします。

〇議長(杉本和彰君)

健康福祉課長 堤 一徳君

〇健康福祉課長(堤 一徳君) 先ほども申し上げましたように、特定検診については各保険者でございます。

保険者、結局、社会保険についてはいろいろの社会保険の保険者の方が特定検診については自 分ところの従業員の方たちは、そちらで受けてくださいという勧奨があると思います。

その部分について、例えば、町で行っている、その先ほど申し上げましたようにセット検診とかそういう部分でその券を持ってきて、一緒に受けてもいいですかということでこられればうちの方で一緒に受けていただいておるという形になります。

あとの特定検診がほとんどで、あとがん検診等につきましては、保険者によってはないところ もあると思います。

その部分については、町の検診、がんの検診の方で受けていただいて結構だということで先ほど申し上げたとおりでございます。

〇議長(杉本和彰君)

6番 松村慶次君

〇6番(松村慶次君) 検診も100%でいうのは無理と思いますけど、その残られた方で、例えば和水町には健康管理センターという立派な施設もあります。

病院もあります。そこで今人間ドック、以前は人間ドック、最近もあっていると思いますけど、

人間ドックを受けられる方のどれくらい、最近受けられているか、もしわかればよろしくお願い いたします。

〇議長(杉本和彰君)

税務住民課長 石原民也君

〇税務住民課長(石原民也君) 国保の対象者で、人間ドックのうちの方で助成してある分で、和水町の健康管理センター、それからその他の指定機関が6つありますけど、全部で105名、25 年度受けられております。

健康管理センターでは32名、健康管理センターにつきましては、8割助成で、上限が5万6,000円となっとります。

その他の機関で、7割助成の上限4万9,000円で、玉名中央病院の検診センターが5名、玉名地域医療センター16名、山鹿市民医療センター8名、山鹿中央病院9名、日赤27名、済生会病院8名、計の105名ということになっとります。以上です。

〇議長(杉本和彰君)

6番 松村慶次君

○6番(松村慶次君) この人間ドックにも、その補助は出されているということですね。 一般で行かれてる方にもですね。なら町で受けられたら8割補助というか、8割の補助が町の 健管で受けていただくと。

〇議長(杉本和彰君)

税務住民課長 石原民也君

〇税務住民課長(石原民也君) 失礼しました。

松村議員のおっしゃるとおり健康管理センターでは上限5万6,000円はありますけど、8割の助成、その他は先ほども言いましたが上限4万9,000円で7割助成ということになってます。

ちなみに、平成25年の実績といたしまして、人間ドックの助成で391万222円という助成額を出 しております。

〇議長(杉本和彰君)

6番 松村慶次君

〇6番(松村慶次君) この人間ドックの受診というか、こういう受けてくださいと、こちらのセット検診とか特定検診も受けられなかった方とか、受診の応募というか、それはどういう方法でされてますか。

〇議長(杉本和彰君)

税務住民課長 石原民也君

- **〇税務住民課長(石原民也君)** 特定検診の申し込みと先ほど申しましたが、健康推進員さんの皆さんに申込書の回収等のお願いする時、人間ドックについても内容の説明というか募集等もしてある。はい。
- **〇議長(杉本和彰君)** ほかに質問ありませんか。

6番 松村慶次君

〇6番(松村慶次君) 本当に、一人一人の健康は違うかと思いますけど、本当に健康が第一、 人の健康が一番大事かと思います。

そのことを踏まえて、こちらにも1つたまたま、これ私のとこに届いたんですけど、家の光の 9月号といってから、医療に関した健康に対してのいろんなことが書いてありました。

たまたま、昨日これを見ていい本だなと思って、ちょっと今日持ってきて、ここにちょっと1 つだけ紹介させていただきます。

これ、介護になるかと思いますけど、要するに死因の今のセット検診とかいろんな検診をされて和水町でもがんのがんも何名かていうか、がんの診断もされて見つかったていう、本当にこういう検診しなくては、本当にがんも痛くなったら末期ということで、終わりというか、ほとんど治療する方法もないが、いろんな面で大変な治療をしなくてはいけないかと思います。

本当に、初期の場合は本当に簡単な治療で最近はできるような医療機関となっておりますので、ここに書いてあるのが、死因の第1位は、がん、5、6人に1人は認知症と書いてありますけど、本当にがんというのは恐ろしい、恐ろしいと言われますけど、本当に初期に見つけていただければ、本当にそんな恐ろしい病気でもございません。と思います。

そういうことで、できるだけ皆さんがこういう検診を利用されて、町からの補助金もあって確か今700件ですかね、検診を受けられるということで、いろんな方法で検診されるような方法をとっていただきたいと思います。

それで、2番目の和水町における介護認定者の条件について伺います。

失礼しました。そのことで、申し訳ございません。

この介護認定ていうのが、来年の4月に何か改正があると聞いております。

執行の方でわかることがあれば、答弁お願いいたします。

〇議長(杉本和彰君)

健康福祉課長 堤 一徳君

〇健康福祉課長(堤 一徳君) 今の御質問は、来年の4月改正予定の要支援1、2の人たちがデイサービス及び訪問介護の部分が無くなるという部分をおっしゃっていると思います。

町といたしましてもその部分については、考えていかなければならないということで来年度の これが、失礼しました。

これが、一応27、8、9、3カ年に跨った中で最終的に30年の3月までにはすべて、失礼しました。

29年4月までにはと、なっとりますので当町といたしましては、28年の4月までには、現行の拡充サービスを町独自のサービスで、その部分は補っていきたいと思っとります。

ちなみに、デイケア、これは介護老人兼、失礼しました。一般的にいう老健施設なんですが、 そちらの方は、ケアの方になりますので該当しません。

該当するのは、簡単に言いますといきがいデイサービスということですので、きくすい荘、和 楽荘さん等の部分が該当する、デイサービスですね。の部分になりますので、他の部分は、他の ところは該当しない部分もでてくるという形になります。以上でございます。

〇議長(杉本和彰君)

6番 松村慶次君

〇6番(松村慶次君) ありがとうございました。

今言われましたけど、要するに和水町も要支援1、2が増えてるということでありましたけど、 この方の負担とかそれには関係ないということですかね。

負担率とかなんかは、私もちょっと聞いたんですけど、これは国が町に委託するていうような ことも聞いておりますけれども、そこはどうでしょうか。

〇議長(杉本和彰君)

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長(堤 一徳君) 今回の介護保険制度の改正ていう部分、要支援1、2の認定者の利用制限への対応といたしましては、通所介護については現行の一般会計で予算化して組んでおります、いきがいデイサービス、それと介護保険事業会計によります、なかよし会やふれあい会の拡充を検討しております。

それによりまして、該当する方々、今先ほど申し上げました、和楽荘さんときくすい荘さんに デイサービスに行かれてる方たちについては、対応をしていきたいと思っとります。

それから、訪問介護に対しましては、同じく介護保険事業会計において実施しております、ホームヘルパー派遣事業、これは社会福祉協議会とJAさんにお願いしとりますけれども、委託しておりますけれども、それの拡充によりまして、十分対応可能と考えておるところでございます。以上です。

〇議長(杉本和彰君)

6番 松村慶次君

〇6番(松村慶次君) そうですね、国もですね、政策が次々に変っていろんな国での政策で 地方のことはあんまり考えなくてされているかと思います。

そういうことも踏まえて、この前一応、研修を受けたのですけど、要するに、今いっぱい老健 施設とか何かあります。

それを、国は地域包括ケアというかそういう時代であって、居宅サービスの方も費用がかからないっていうことで、そういう方向を聞いてきたのですけど、こういうことは聞いておられないか、伺います。

〇議長(杉本和彰君)

健康福祉課長 堤 一徳君

〇健康福祉課長(堤 一徳君) 今、議員さんの仰せの部分は地域包括ケアという部分だと思います。

ちょっと、申し訳ございませんが、そこの部分はまだ私の勉強不足で、中身という部分がはっ きりとここでお答えすることができませんので、申し訳ございません。

〇議長(杉本和彰君)

6番 松村慶次君

○6番(松村慶次君) なかなか、介護、こういうのは難しくて私はなかなかわからなかったんですけれど、要するに人は健康で長生きするのが一番で、やっぱ病院なんかに行って治療を受けたら延命治療というか、そういうこともちょっとできます。

しかし、自分の身の回りは自分でするようなことが一番だと思います。

そういうことを踏まえて介護体操されている地域がございます。

ひとつだけ紹介したいと思います。実は、内田地域で介護予防体操されてると伺いました。

この内容は、自彊術(じきょうじゅつ)体操といって内容は、私も実際したことないですね、 聞いただけで、申し訳ございません。

とにかく、有酸素運動をされるということで、ひとつのサイクルが15分間で、また15分間したら一呼吸休んで、また15分間、それをまた15分間休んでということで、3サイクル3つのサイクルで15分間ずつ3つのサイクルでされると聞きました。

これは本当に体に良いということで、今も、内田地域ではこれが女性の方だけでしてあるから 男性の方はって聞いたんですけど、男性の方には男性の方は来ていただけない。ていうような、 参加者が男性の方はないていうことでした。

そして、また平成元年から始めてちょうど元年ですので、去年が平成、昨年が25周年をみなさんで健康で祝ったそうです。

その参加者は、だいたい60ちょっと過ぎ、ていうか、その方から一番高齢者の方は90歳の方が 現在も毎週木曜日にされているということで、必ず参加していらっしゃるということでした。

それで、一月のうち4回、5回ある時がございますかね、4週のうち最後の木曜日には食の勉強でやっぱ体には食が一番大事ですので、食の勉強をされて要するに減塩料理、ていう減塩料理等の実際そういう料理をつくっていって皆さんで試食されているということも聞きました。

この料理の指導者は、食改の一応会長さんを務められる方ということで名前はちょっと申し上 げにくいんで、そういうことで町でも食改っていうのが毎回、毎月あっております。

そこで、一応和水の広報でも最後にちらっと載ってるかと思います。

そういうことも踏まえてこの会長さんが先ほど言いました、木曜日の最終の木曜日に食改で学んだことを伝達講習としてされているそうです。

要するに目的は、健康で自分の身の回りのことは自分でできて楽しく暮らしていけるのが一番だと言っておられました。

本当に日頃の健康管理ができてないと将来介護者が増える傾向にあります。そのためにも日頃の介護予防が必要かと思います。

このような活動も、内田でされている自彊術の活動も会長さんに聞けば、どっかあったらいっしょにしたいっていうことも言っておられましたので町でもこういう活動を内田でされておりますので、なんかの機会にでも宣伝していただいて、こういう健康面の体操をしていただければと思います。

ちょうど時間となりましたので、私はここで終わらせていただきます。

〇議長(杉本和彰君)

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長(堤 一徳君) 一般に言う、うちの方では、お茶の間筋トレという部分の中に今の部分も入れさせていただいとります。他にも自彊術という部分は馬場とか、内田さん、竈門地区、そういうとこでも一緒にしていただいてます。その他、町が先ほど申し上げましたように行っております、お茶の間筋トレ町内全部で50カ所、やっていただいております。

これもまだ、全体に行き届いておりませんので、今後もまた広報等で、そういう自彊術とか、 よければ写真等も撮らせていただいて、広報なごみの方に掲載をしていければと思っとりますの で、どうぞよろしくお願いしときます。

○議長(杉本和彰君) 以上で松村議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後3時43分 再開 午後3時55分

〇議長(杉本和彰君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日最後に蒲池議員の発言を許します

3番 蒲池恭一君

- ○3番(蒲池恭一君) 皆さん改めましてこんにちは。3番議員の蒲池でございます。
- 9月定例会最後の一般質問をさせていただきます。

執行部に一つお願いとお詫びですが、限られた時間の中での貴重な時間であります。簡潔明瞭 に答弁をお願いします。

答弁の途中で遮るようなことはしてはいけませんが、もし遮るようなことがあっても、寛大な 心で御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

まず最初に8月20日広島市において豪雨による土砂災害で死者73名、行方不明者1名、そして 多くの方々が被災されました。

残念にもお亡くなりになりました、お一人お一人のご冥福をお祈りいたしますとともに被災されました皆様方にお見舞いを申し上げます。

そして一日も早い復興を心よりお祈りいたします。

国においては安倍首相は今月3日第2次政権発足後初めての内閣改造と自民党役員人事を実施されました。

元気で豊かな地方の創生に全力をあげると公約され女性の活躍を進めるために過去最多に並ぶ 女性5名を閣僚に起用されました。

皆さんこの議場を見てください、女性は何名おられますか。執行部において1名、議員においては0であります。

我が町においても女性の発言が意見が必要だと思いますが、皆さん方はどのように思われますでしょうか。今度の改造内閣の重要、最重要課題は地方創生、地方の人口減少克服、地域経済活

性化であると考えます。

将来なくなる恐れのある自治体に残念にもあげられた我が町としてしっかり情報に耳を傾けい ろんなかたでの、国からの提案にいち早く手をあげることが、大事だろうと思います。

また、それ以上に町としてしっかりとしたビジョンを持って提案をし、取り組むことこそが重要であると考えます。

私たちは次の世代によりよい環境の中でバトンタッチするために、しっかりと努めることが役目だと考えるところであります。

そういう思いを込めて私の一般質問をさせていただきます。

質問事項、選挙公約について、選挙公約の重要性についてどのように町長は認識されているか 伺います。

あとの質問については質問席にて質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 **〇議長(杉本和彰君)** 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) 蒲池議員に御質問をいただきました。お答えをさせていただきます。 選挙公約の重要性についてどのように認識されているのか疑うということでございます。

お答えを申し上げます。まず公約そのものについてでございます。普遍的な考え方、共通した 考え方ですね、これは選挙民つまり有権者の投票行動に大きな影響を及ぼすアナウンスであり、 ひいては選挙民との約束事項であると、いうふうに認識をいたしております。

わが身に振り返りますと、まず官報で町民のお手元に届けました資料を元に申し上げます。 簡単明確にということでございますので、公約といたしまして手掛けたい五つの事業というも のがございます。

一つは雇用を確保し町民所得増加のための事業、もう一つは定住を促すための日常生活基盤の 強化事業、一つ子どもの健やかで公平な成長とお年寄りにやさしくあるための事業、一つ歴史文 化を重んじ文化的生活を豊かにするための事業、一つ町民負担の軽減と町民の行政参画真の情報 提供のための施策この五つでございます。

この五つを実現いたすために費用を捻出しなくてはいけません。

番城校舎の建設を中止いたしまして、菊水中央小学校校舎を活用して速やかに複式学級を解消 いたします。

これにより大幅な費用の削減を果たし、次の事業費、申し上げました五つの事業費、事業に取り組ませていただきたいというものでございました。

まだ、6カ月弱でございますけれども思っておりますのは、なかなか実現に骨が折れることそれ から実現が危ぶまれる。

または実質、困難ではないかなという事項もございます。

骨が折れることにつきましては、もちろん最大限の努力を尽くし、実現に向けて走らなくてはなりません。また実現が危ぶまれることにつきましては、何とか活路を見いだすべく最善を尽くし、せめて道筋だけでもつけなくてはならないと思っております。

実質困難と思われる事項についても、活路の打開に向けて全力をあげなくてはなりませんがと 同時に選挙民に告知をし、お許しを乞うとともにそれに対する代替政策を見いだし、その実現に 向けてせめてその実現に向けて全力を尽くさなくてはならない、公約の実現これに向けて全力を 尽くすと、これが公約であろうかというふうに考えております。以上でございます。

〇議長(杉本和彰君)

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) 町長の、約束と選挙民町民の皆さん方との約束ということですね、これだけはしっかりと守っていただきたいと思います。

そんな中で、この選挙管理委員会に出されました選挙公報でちょっと聞きたいと思いますけれ ども、手掛けたい五つの事業に関しましてはですね、手掛けたいだけんですね、手掛けることが できませんでしたというと、それはそれでしょんなかいですね。

それでも、大幅な費用の削減これは学校建設が、私は学校建設の是非を町長選だったろうと思っとります。

そんな中で大幅な費用の削減とは、町長の大幅という金額はどれくらいなんでしょうか。お答えただきたいと思います。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) このときの持ち出し額が論点になりましたので持ち出し額 14億8,000 万、9,000万のせめて半額程度かなと上限が、そのような認識でおります。

これでやや狂うかもわかりませんが、現在の認識ではそういうことでございます。

〇議長(杉本和彰君)

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) 15億とした場合 7億5,000万が上限じゃないかなというところですね。 それはそれとしておいときます。

前回、私6月の一般質問の中でこれは嘘をつかれたんじゃないかというようなことで、またそれについては答弁をするということで、まだ私の方にあってませんので今回用意されてるなら御答弁をお聞きしたいと思います。

〇議長(杉本和彰君)

総務課長 髙木洋一郎君

○総務課長(髙木洋一郎君) 総務課長が選挙管理委員会の書記長を兼務しておりますので、 虚偽の事実を公表した場合どうなるかというような前回の問い合わせだったかと思います。

その後調査をいたしまして選挙管理委員会のビラの件だったと思います。

証紙を貼ったビラに虚偽があった場合どうかということでしたけれども、選挙管理委員会が証 紙を交付する目的は首長、市町村長のビラ交付は2種類 5,000枚までと規定されておりますので、 その証紙が5,000枚でございます。

内容につきましては虚偽事項の公表罪というものがございますが、それに規定されております

ものは当選を得る目的を持って候補者の身分、職業若しくは経歴政党団体の所属などに関して虚 偽の事項を公にしたものが虚偽事項の公表罪ということで法に抵触するものでございます。

選挙管理委員会をいたしましてはビラのサイズ、頒布責任者、印刷者の住所氏名の形式など記載などの形式的なものを確認をして 5,000枚分の証紙を交付したということでございます。

内容について、私ども選挙管理委員会はあの点検をするということになりますと選挙の自由な 活動を犯す恐れがあるということで、そのような今申し上げたような手続きでもって証紙を交付 しているものであります。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) 私にいただいた、当時の質問というのは、こういうことだったかと思います。

事例を載せておりますけれども、いかにもこれは一般財源町支出額が 1,200万ということになっておりますので、あたかも1,200万でできるんじゃないかと、いうような誤解を与えるんじゃないかという、このことについてどのように思うか自分で感じるかという御質問であったかと思います。

これにつきましては、なるほどあのそういうことも言えるかとも思いますけれども、蒲池議員 ここはあの改修事業の事例紹介というところで入れておりますので、これで御勘弁をいただきた いというのが気持ちでございます。

〇議長(杉本和彰君)

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) 御勘弁というか、ちょっと形を変えて質問させていただきますけれども、私はですね選挙管理委員会からとったんですよね、2枚ですね、2枚2枚町長が配られた、かたやこの1枚の例ですけれども一般財源、1,200万ていうととありますけれども、これはビラは選挙ビラにはシールは貼ってありません。

かたやこれはシール貼ってある分です。その中で、この部分だけ違うんです。

これはどういうことか理解できますか。 2種類までしかできないんですけれど内容を変えて出されているということですけれど、把握されてますかね。わかります、言ってることは。把握されてますかどうぞ。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) 事例紹介が一つは変わっておったということだろうかと思いますが、 現物を持たないんですけれども、そういう認識がしておりました。

〇議長(杉本和彰君)

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) 総務課長、そういう時はどういうことがあるんですかね。

〇議長(杉本和彰君)

総務課長 髙木洋一郎君

〇総務課長(高木洋一郎君) 先ほど私どもは内容については精査をしないというふうに申し上げました。

先ほど言いましたように2種類 5,000枚ということでございますので、その2種類ですね。ということは三つあったということになるんでしょうか。ああそうしますと違反の恐れがあるかと存じます。

〇議長(杉本和彰君)

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) 結局は3種類あった、3種類しかないのかお聞きしたいと思います。 まず他にはあるんですか。

僕はわからないんですけれども、この部分はあの選挙管理委員会で取ったのと変わらないんですけれども、これについてはこの部分が差し替えられていますよね、ていうことは3種類なのかまだそれ以上に違うのがあるのかお聞きしたいと思います。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) そのピンクの部分は私自身で作りました。こっちのコピーの部分につきましては、2種類ですね、私が今認識しておりますのは間違いなく2種類じゃないかと思います。

3種類ですよね、だからピンクの部分と合わせて3種類ですよね。だからピンクの部分は私が 作りましたのでそれは確認いたしております。

で、この後の2種類につきましてはどちらがどう配られたかということについては認識しておりません。

それでこれ以上にあるかということは関係者に確認しました範囲では、ないということでございます。事例紹介の部分が変わっておったということでございます。

〇議長(杉本和彰君)

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) 総務課長は選挙違反かもしれないということですけど、もう一回そこらへんは、今調べられれば調べていただきたいと思いますけれども、時間がかかるなら、この内容でちょっと質問させていただきたいと思いますが、いいですかね、総務課長、まだ無理でしょうね。なら、1,200万の一般財源とこっちは全体で8億4,784万6,000円一般財源が3,875万円かかるということはどしこずつ配ってるかはわからないですかね、それについては把握されてません。お聞きしたいと思います。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) 大変申し訳ありません、把握はできておりません。

〇議長(杉本和彰君)

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) 選挙公約これも選挙公約いっしょですよね。しっかりこれは町民との約束なんですよ。約束の中でなぜそういう選挙違反をしなくちゃいけないかということは、僕は残念でならないと思うんですよね、だからいってるわけです。

そんな中で、ちょっと僕はここは解せないなというところがありますんでお聞きしたいと思いますけれども、元気村7年で2億8,000万、で、読んでいきますと昨年9月議会では倒産の清算補助金として793万1,000円も町から出しています。

私たちの税金は帰って来ません、さらに使途不明金500万の問題も出てきて社長は辞任しています。

使途不明金とはなんですかね、これは犯罪なんですか、犯罪されたということなんですか、お 聞きしたいと思いますけれども。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) はい、確認ができておりません。

〇議長(杉本和彰君)

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) これを見られた当事者、どがん思われると思いますか、犯罪者扱いですよこら、はっきり言って、答弁お願いします。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) 申し訳ございませんとしか申し上げようがございません。

〇議長(杉本和彰君)

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) 私に誤ってもらう必要はありませんけれども、本当この記事を見られた時この当事者社長まさに井上社長ですよね、その当時。泣かれたんじゃないですか。

これは、なられたから分かるかもしれませんけれどもワンセクというのは100%町が出資した 元気村です。

絶対払わんといかんだったという思いの中で確かに議会の中では、他にはありませんと言われましたけれども、これは町を守るため元気村を守るために井上社長は自らお金を出されたわけであります。

そのことは、僕は残念でなりません。はっきり言って、これはちゃんと、配布責任者近延さん、 印刷者相澤さん、この人たちはしっかり謝るべきじゃないかなと思います。

なおさら町長は謝るべきでしょう。これを見たときの町民の皆さんどう思われます。

先ほど一般質問の中で使途不明金がいろいろあるという中で、この500万なんかもですよ、またこういうことなのかなと思われるんじゃないですか、でしょう。

これはですね井上社長の名誉を守るためにもしっかりと責任は取っていただけねばいけないと

思いますのでもう一度答弁をお願いします。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) わかりました。まず、お詫びに上がりたいと思います。そのあとはまた、井上さんの、井上元副町長のお許しを乞いたいというふうに思います。

〇議長(杉本和彰君)

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) 長らくですね町のために議員として議長としてそして副町長としてそして元気村をどうにかしたいという思いの中で精いっぱい、町のために尽くされました。

本当に残念でならない記事です。

しっかりした対応を願います。それと、私は、町長が、選挙公約の重みをいつも感じてらっしゃるのかなと思う時が度々あるんですよ。たとえて言うなら、先日の11番議員の杉村議員の一般質問の中でマニフェストで訴えてるじゃないかと、造成した広い土地は活用できますて、雇用のための企業誘致などに生かしますて、もうこれはしませんていいなはったです。

そぎゃん簡単に、町民との約束て今言われたことはぜんぜん私からすればですね、重みを感じないんですよ。やっぱあの我々はですね、まがりなりにもほんとに町民との約束の中で、議員をさせていただいたり町長をさせていただいているという事がですね一番じゃないかなと思うんですよ。

この約束をですよ簡単にできません、しませんて、そら、あんまりじゃないかなと思うんです けどちょっともちょっと御答弁をお願いいたします。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) 申し訳ありません。この分については念頭になかったと言えばさらに お叱りを受けるかと思いますけれども、自分では非常に自分で作った部分で印象が深かったもの ですからそういうふうに感じておりました。

ちなみにこの官報掲載の公約というのも自分で作った分でございます。

〇議長(杉本和彰君)

3番 蒲池恭一君

〇3番(蒲池恭一君) ちょっとこれで質問したいんですけれども、これ大丈夫ですかね。

この町民こそ主役の子どもたちの未来のためにということで耐震改修工事費用は文科省方針により7割補助が受けられますと書いてありますけれど、7割補助受けられるんですかね、お答えください。

〇議長(杉本和彰君)

学校教育課長 吉田 収君

〇学校教育課長(吉田 収君) 国の補助の話しでございますけれども、昨日の質問でもありましたように国の補助負担金については基本的には2分の1と3分の1といったようなことで。

事業によって分かれとりますけれども、耐震補強事業これについては2分の1というふうになっております。以上です。

〇議長(杉本和彰君)

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) これ町長は理解されてるんですか、ちょっとよろしいですか。あのですね町長、こうやっていっぱいあるんですよ、はっきりいって。ですね。約束でしょう。約束が約束になってないわけですよ、はっきりいって。やっぱりですね、僕はですね、町長になるべき人はしっかりとしたその裏付けの中でこういうことを訴えていくことが、そしてクリーンな政治をする、選挙は多分クリーンだったろうと思いますけれども、この部分はですねわれわれは知らない人たちが大半いらっしゃるわけですね。特に町長なんか帰られて数年しか経たれてないわけですよ、三加和地区の人たちなんかほとんど知らない人が多かったんじゃないかなと思います。有権者の中には、そんな中で町長選ぶときなんで選びます町長だったら。どうぞ。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) 公約も大きな部分を占めると思います。で質問はあってないんですけども、その7割というのは言い訳はしたくないんですが、交付税措置という部分もですね、頭の中に今にして思えばですね、あったんじゃないかと思います。

〇議長(杉本和彰君)

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) 2分の1の補助と起債の分のですね、3割と利息分を払わなんけんですね、35%くらいみらなんでしょうね。そういうことですね。ただですねやっぱり大半がと言われますとおりですね、町長、111票しか差が付いてないわけですよ、だからですねいろんな意見を私たちの意見、私の意見もですね、今度の、設計に関しては修正案を出されておりますし、僕はですね当日の審議の中で質問しながら判断したいと思いますけれど、僕は賛成をしたいなと思ってます。

他の部分でちょっと聞きたいことがありますんで、ただやはり、我々選挙人は、やっぱりしっかりした、選挙こういうこと、先ほど申したとおりその選挙違反の分があるということはですね、総務課長しっかりまた調べていただいて今答弁できるんですか。ならお願いします。

〇議長(杉本和彰君)

総務課長 髙木洋一郎君

〇総務課長(高木洋一郎君) 公職選挙法ですけれども142条で先ほど申し上げましたように町村の長の選挙の場合候補者一人につき2種類5,000枚となっております。

ビラの種類の同一性すなわち届け出たビラと頒布されたビラが同一種類のビラであるかどうかについては、政治活動用ビラと同様に解すべきであり同一種類であるためにはそのビラに印刷教示されている文字図形等がそのレイアウトを含めて同一であることを要するものと解されるということですから抵触する恐れがございます。

〇議長(杉本和彰君)

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) そこのところはですね、もう1回私自身も調べたいと思いますし、総務課長の方もですねしっかり調べていただいて対処していただきたいと思います。

あと、あの中学校の統合とかがですよ、公約の中であげられているんでお聞きしたいと思いますけれども、教育委員会としてはですよ中学校の統合とか考えられておられるのかお聞きしたいと思います。

〇議長(杉本和彰君)

教育長 小出正泰君

〇教育長(小出正泰君) 教育委員会として中学校の統合というのは現段階でおきましては考えていないところでございます。

〇議長(杉本和彰君)

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) ということです。ですね学校教育、教育委員会は考えていないということなんです。

それはなぜなのかと、僕もそのように聞いてましたので一番からですね、そういうことです。 それとですね南関第一小学校に視察に行かれたとお聞きしましたけれども、何名が行かれたかお 聞きしたいと思います。

〇議長(杉本和彰君)

学校教育課長 吉田 収君

〇学校教育課長(吉田 収君) 南関の方の視察の件ですけれども、これは課長等は行っておりません。

プロジェクトチーム等が行っていると視察に行ってるということでお聞きをしております。以上です。

〇議長(杉本和彰君)

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) 町長はいってらっしゃらないんですか。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) 私も参りました。

〇議長(杉本和彰君)

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) 選挙公報の中で1,200万の、ま、起債事業が1億5,100万ありますので、 町の支出が1,200万ということじゃないんですよね。

これはあくまでもですよ。一般財源は1,200万しか使わないということで選挙公約されてましたけれども、行ってみてびっくりされたんじゃないですか、あそこ2棟のうち1棟しかされてな

かったでしょう、あの改修工事がどうでしょうか。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) 2棟のうち1棟です。1棟はそのままということです。

〇議長(杉本和彰君)

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) 僕が言いたかったのは、同規模っていうことで選挙ビラに書かれて、 行ったところが規模が小さかったんじゃないかなということでお聞きしたんですけれど、どうぞ お答えください。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) 申し訳ありません。同規模というのがちょっと私の手もとにないものですから、これは、同規模ありますね。ありますね。申し訳ありませんそういう意味では認識不足でした。

〇議長(杉本和彰君)

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) 認識不足が多いなと思いながらですね、そこの選挙ビラも見させていただきましたし、この選管に出されたこのことに関してもですね、いろんな部分でできないことができないことができるようなことになっておるなと思いながら私は見させていただきました、選挙期間中に。

実はですね、選挙期間中に1回事務所に電話したんですよ本当はですね。

もう本当にこれ間違ってますよということでですね、ちゃんと町民の皆さん方には選挙すると きは公平じゃないといかんなと僕の思いの中でですね、ちょっと電話したんですけれども、もう いらっしゃいませんでした。

ちょっと余談ですけれども、我々も先ほどから何回も何回も何回も何回も言いますけれども、 やっぱり我々は、町民の皆さん方との約束です。約束は守っていただくように切に願いまして次 の質問に行きたいと思います。

それと先ほどの選管の選挙違反については、しっかりまた答弁をいただきたいと思いますので よろしくお願いします。

質問事項2、防災対策について、町民の皆様方の生命、財産を守るための防災対策をうかがいます。

〇議長(杉本和彰君) 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) 御質問にお答えをさせていただきます。

町民の皆様方の生命財産を守るための防災対策を伺う。

3年前の東北大震災、異常気象による局地的豪雨による災害が多発しております。県内では一

昨年の九州北部豪雨による阿蘇での土石流による被害、直近では広島市で8月19日からの豪雨による土石流により73名の尊い命が一瞬にして奪われ、いまだに1名の方が行方が分からない状況でございます。

この豪雨は広島に限らず高知、福岡、秋田など広範囲に大きな被害をもたらしました。

亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに被災された方々にお見舞いを申し上げます。

さて、天災は忘れたころにやってくると言われますけれども我が町においても、いつどこでだれが自然災害に見舞われるか分からない状況でございます。

町民の皆様の生命財産を守るために万全を期さなければならないと深く胸に刻んでおるところ でございます。

本町の防災対策の現状につきまして総務課長から説明を申し上げます。

〇議長(杉本和彰君)

総務課長 髙木洋一郎君

〇総務課長(高木洋一郎君) 蒲池議員の御質問要旨であります、町民の皆様の生命財産を守るための防災対策について現状を伺うということでございました。

今月は防災月間でございます。まずいざという時のためにその伝達手段といたしまして町としては防災行政無線、緊急速報メール、ジェイアラートと言われます全国瞬時警報システムを整備しております。

もう防災行政無線はご存じのとおりです。ジェイアラートと申しますのは国から直接町民に情報が伝わるシステムでございます。

それから他に、緊急速報メールというのがございますが、登録などの面倒な手続きが不要でして、スマートフォンですとか、携帯電話に受信できるもので町内、和水町内に居れば町内の情報が即座に入るという非常に有効な情報ツールであります。

その他、熊本県の防災メール等に登録すればそこから随時メールがくるということで職員はも ちろん消防団員、それから行政区長の皆さん方に登録をお薦めをしているところでございます。

さて、防災対応の基本は自助、共助、公助、今申し上げましたように情報伝達体制は一応整備 されておりますし、またテレビやラジオなどのメディア情報も遂次流されておりますので、まず は個人の皆さまが住民の皆さまが自分の命は自分で守るという行動をとっていただくことがまず 第一ではなかろうかと存じております。

次に、共助、隣近所や隣組、集落や行政区などにございます、自主防災組織といった地域での 助け合いであります。

本町においてはすべての行政区におきまして、自主防災組織が設置されております。

防災訓練や器材の整備、非難支援や身近な避難所の開設などを行っていただいているところで ございます。

訓練以上の行動はできないと言われております。

各地区で実施されます、訓練や防災講話などには積極的に御参加をいただいて地域の連帯を深

めて助け合い精神をもって共助の向上につなげていただければと思っているところでございます。 最後に公助ですけれども、警戒態勢、非難対応、備蓄体制について、若干御説明を申し上げま す。

警戒態勢につきましては、気象警報、最近では大雨洪水警報がよく発令されますが、本町の雨量基準は1時間あたり70ミリであります。

その警報が発令されますと、町職員によります、災害待機班を編制して役場本町に待機をいた します。状況に応じましては、三加和総合支所にも職員を待機させます。

26年度の災害待機班は、本町を7班体制、一班あたり4から5名の班を組んでおりまして、それが、第1次出動となります。

次に災害の発生の恐れが高まった場合には、第2次出動ということで、3、4名を追加いたします。

次に公設の非難場所ですけれども、和水町地域防災計画で菊水地区に18、三加和に17、35カ所を指定しております。

備蓄につきましては、食料、飲料水を備蓄しておりますし、消防資材についても行政を始め、 行政区でも備蓄をいただいているところです。

このように近年の局地的豪雨や長雨によります、土砂災害が頻発する中にありまして、従来の 防災計画等では対処仕切れない場合が想定されてまいりました。

このことから、防災計画水防計画の改定、避難勧告等の判断、伝達マニュアル、職員の行動マニュアルなどやはり整備していかなければならないと感じておりますし、総合的な防災マップを住民の方にも頒布していくことが必要になってこようかと考えております。

多額の費用を必要とするものでありますけれども、町民の生命には代えがたいものがございますので、いっぺんにというわけにはまいりませんが順次整備を進めてまいりたいというふうに考えているところです。以上、防災対策について御答弁申し上げました。

〇議長(杉本和彰君)

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) 残念にも広島市は甚大な被害がでております。 その後、我が町として見直し等をされたのかお聞きしたいと思います。

〇議長(杉本和彰君)

総務課長 髙木洋一郎君

〇総務課長(高木洋一郎君) 見直しと申しますと、計画の見直しで、幸いにも我が町については7月と8月の大雨以来、平穏な雨の雨量も、警報がでるのは7月に3回出たきりでございました。見直しというのは今後のこととして捉えているところであります。

〇議長(杉本和彰君)

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) 町内に砂防がありますよね、砂防はいくつくらいあって、砂防の種類があるとお聞きしますけれども、それどういうものかお聞きしたいと思います。

〇議長(杉本和彰君)

建設課長 池田宝生君

〇建設課長(池田宝生君) それでは、町内の砂防関係の河川について早く説明したいと思いますが、土砂災害危険箇所というのが一応ございまして、県の方で管理をしているところでございますけれども、土石流危険渓流というのが24カ所ございます。

それに、地すべり危険箇所8カ所、急傾斜地崩壊危険箇所というのが33カ所、砂防河川というのが一応27カ所あります。

その中で、実際に砂防ダムが入っていますのが、三加和地区に18、すみません。

三加和地区に12基、菊水地域に6基が設置されております。

このダムにつきましては、昭和後期、1960年から1985年ぐらいに設置されておりますけれども、 その後新規には他の治山事業であったり、そういった方では、ダムの設置がされております。

そういったところが砂防河川にダムが入っているというところでございます。

あくまでも、県の方の指定ということで、県によって予算を確保され、ハード事業はこう進められておりますけれども、先ほどから、すみません、ちょっと長くなりますが、先ほどから土砂災害が広島の方でおきとりますけれども、この土砂災害の土砂災害防止法と言いますのは、平成11年に、広島で起きた土砂災害を発端として、この法律が設置されとります。

このときは、24名が亡くなられて、おりますけれども、その後、再び広島でこういった大災害が発生しているということですけれども、できまして、15、6年経っておりますけれども、結局、その間に国がすべてハード事業をととのえるということは中々膨大な費用も必要になりますしまた、そういう期間も必要になってくるというふうなことで、こういった悲惨な災害を起こさないためには、緊急避難等の連絡体制を整備していくという方法が必要ではないかというふうに思っとります。

〇議長(杉本和彰君)

経済課長 坂本政明君

〇経済課長(坂本政明君) ただいま、蒲池議員の言われました、砂防箇所でございますけれども、経済課関連事業につきましても、県営事業の単県治山事業がございまして、条件といたしましては 保安林の指定を受けたところが条件でございます。その県が事業しました、治山事業につきましては、現在まで135件の工事を行っております。

工種といたしましては、山腹工、谷止め工、森林整備等の事業を行っておるところでございます。

その135件のうちの5件のうち、谷止め工という工法で29件を実施されておるところでございます。

また、町が実施しました市町村営事業ということで、普通言います、治山事業ですけれどもこれにつきましは、現在までわかっているところで93件の工事を実施してるとこでございます。以上です。

〇議長(杉本和彰君)

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) 我が町は、特に山が占めてる町でございます。

地すべりの箇所のあげられてますけれども、これはハザードマップですかね、ここは小田田中地区と言って、下の方に30件ぐらいあるんですよ、ここはたぶん坂本かなと思いますけれども、ここもですね、荒木議員の地元ですけれども、やっぱこういうところは県の事業だ、県の事業だじゃなくて、やっぱしっかりこう訴えていっていくべきじゃないかなと思いますけど、どうでしょうか。

〇議長(杉本和彰君)

建設課長 池田宝生君

○建設課長(池田宝生君) もちろん住民の皆さまの大切な土地、財産を守るために私たちも 予防をしていかなければなりませんけれども、今回、昨年まで猿懸地区の事業は一旦終了して おりまして、今年4月に入りまして、次に指定されております、山十町地区の問い合わせ があっとりまして、事前調査を行ったあとは、そちらの方の事業が取り組まれるというふ うに思っとります。以上です。

〇議長(杉本和彰君)

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) 先ほど総務課長の答弁の中で、いろいろな部分を揃えていきたいということが答弁でありましたけれども、前町長の下で、我が町の防災対策として1億2,000万の基金も積み立てしております。町はですね。

そういうことも利用しながら、また基金は積み上げながら、そういうことも他の町に先駆けて 何かのときのために、備えることは必要じゃないかなと思います。

また、私の一つ提案ですけど、区長さん方にお願いして、もう一度危険箇所の把握をするべき じゃないかなと思ってます。

それと、ゲリラ豪雨といって、先日も大変な被害がでております。

いつ、1時間に100ミリ以上の雨が降るかわからないというような状況の中で、われわれはやっぱり町民の皆さん方の生命財産を守ることが責務ですので、しっかりそこらへんは備えるべきじゃないかなと思ってますんで、そのところで御答弁をいただきたいと思います。

〇議長(杉本和彰君)

総務課長 髙木洋一郎君

○総務課長(高木洋一郎君) ただいま、御指摘いただきました、各地区の危険箇所につきましては毎年4月の区長会の折に、危険箇所を確認していただいて、提出をいただいている状況でございます。

〇議長(杉本和彰君)

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) 総務課長失礼いたしました。認識不足でした。

ただ、またこういう本当に残念にも広島市で災害が起きてますんで、やっぱ我が町としてもし

っかりそれに備えることが我々の責務だろうと思いの中で、今回一般質問させていただきました。 最後に、本当は1時間くらいかけて農業振興については質問したかったんですけど、ちょっと6 分ありますんで、次の質問事項に入りたいと思います。

農業振興について、我が町の基幹産業である農業についてどのように町長は認識されているか 伺います。と今後の課題、取り組み等があれば伺います。

〇議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) 端折って申し上げます。農業政策ということですが、まず1点目は農業を我が町におきましては、農業は基幹産業、基本ベースは農業の存続振興以外にはないというふうに考えております。

では、どうするかと、農家の存続をどうするか、後継者をどう確保するか、このあたりかと思います。後継者を確保するには、今、四六時中24時間、農家というのはですね。

そういうふうになっとりますけれども、分業体制等々が取り入れられないか、実は高巣議員で農業公社ということに対して、御質問がきておりますけれども、そのへんが所謂、笹渕議員から出ました、中間管理機構の地域版、ミニ版ということで町で組成できないかとそのへんを考えておりますけれども、諸々これから御相談いただくと同時に残った時間、逆に農業に関しては、もうプロでございますんで、逆に教えを請いたいというふうに思います。以上です。

〇議長(杉本和彰君)

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) 時間が切迫しておりますので、簡潔に、いきたいと思います。

農地中間管理機構、これ農地バンクと言いますけれども集約するということの理解はあんまり しとんなはっとですかね。実際ですね。これは、私は非常にいい事業だと思うんですよ。

これは解釈の仕方じゃなくて、これは何でかというと、今農地は、地権者の人たちは知り合い に貸すような状況が進んでおるわけですよ、それを県知事の下に貸してそれを市町村長が事業団 の中でしていくということなんです。

散らばってた農地をある程度集約はできないかということで、そこによって仕事の効率があが るということなんですよ。

これは絶対いいことですよ、いいことですけど、先ほど町長が申されたとおり中山間地域の版というのをつくりたいなと僕は思ってます。はっきり言って。

時間がありませんけれども、このことは課長しっかり勉強されて利用されてそしてこれを未認 定農業者の方々、そして農家の方々にしっかり、理解せんことには話しになりませんので、うま い具合に利用していって、この、やっぱり後継者が育ってない現状、昨日もその説明、が全協の 中で説明がありましたけれども、私なごみ堂のことで、ちょっとその説明の中でちょっと厳しく 言わさせていただきましたけども、やっぱり若手農業者を育てるためにはどうせなんとかという と、町と農協とそして我々、若手農業者が一体になって若手農業者を育てていく、そしてなごみ 堂だったら、そん中で結局今まで農業されとる方が、簡単に雇用ではいけないわけです、なごみ 堂とかに、そうじゃなくて、そういう低年金の受給者の人たちが50万でもとれるような、それを することによってじぃちゃん、ばぁちゃんたちは自分のためには使いなはらんです、はっきり言 って。それを孫たちにしっかり使われます。

それがまた活力になられますんで、そういう施設等を導入するときには農協とか行政がタイアップしながら、助成をしていく、そして活力ある農業をしていただく。

そういうことを、私は目指すべきじゃないかなと思って先日も言いさせて、言わさせていただきました。

7月1日、和水町地域雇用創造協議会というとこが7月1日ありますんで、ちょっと課長、これについて、どういう事業なのか、ちょっと簡潔に。

〇議長(杉本和彰君)

経済課長 坂本政明君

〇経済課長(坂本政明君) 地域創造雇用協議会ですけれども、7月1日に事業始めまして最終的には3年間で69名の雇用を促進するための事業ということで、今現在1階のロビーの方で事業を始めてるところでございます。

6次産業等のいろいろの町の物産等の開発とか、そういう形で事業しておりますのでよろしく お願いいたします。

○議長(杉本和彰君) 以上で蒲池議員の質問を終わります。

これで本日の会議は全部終了しました。

19日は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これで散会します。

御起立願います。御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後4時55分